

平成 30 年版 モニタリングレポート

公認会計士・監査審査会
平成 30 年 7 月

はじめに

公認会計士・監査審査会は、監査及び会計の専門家だけではなく市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況等について分かりやすい形で情報提供するため、平成 28 年から年次で「モニタリングレポート」を公表している。平成 29 年版モニタリングレポートでは、監査事務所検査結果事例集から独立させた上で、監査事務所や被監査会社の概況に関するデータのほか、審査会のモニタリング活動を通じて入手した情報を追加するなどの改訂を行った。平成 30 年版では以下の改訂を行っている。

（平成 30 年版の主な改訂内容）

平成 29 年版と同様に三部（Ⅰ～Ⅲ）に分けているが、その構成を見直した。すなわち、

Ⅰを「監査業界の概観」と改題し、平成 29 年版の「Ⅰ. 監査事務所の品質管理の概要」の一部と「Ⅱ. 監査業界の概観」を併せた内容とした。冒頭で監査業界の現況を俯瞰することで、読者がその全体像を容易に把握できるようにしたものである。

Ⅱを「審査会によるモニタリング」と改題し、平成 29 年版の「Ⅰ. 監査事務所の品質管理の概要」の項目であった「審査会によるモニタリング」を独立させた。これは、モニタリングの記載を充実し、審査会の活動を理解しやすいようにしたものである。

Ⅲの「監査事務所の運営状況」は、基本的には平成 29 年版のデータのリニューアル等を中心としている。ただし、監査事務所の最近の取組である、監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢や IT の活用などは重要であると思われるため新規項目として追加した。

審査会としては、監査品質の向上のためには、監査役等や投資家などの市場関係者だけでなく、より幅広い層に会計監査についての理解が深まることが重要であると考えている。今後も、本レポートの内容を充実させていきたいと考えているので、読者からご意見、ご要望をお寄せいただければ幸いである。

（本年版に対するご意見・ご要望提出先）

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室内 専用アドレス

iiu.cpaaob@fsa.go.jp

目次

はじめに	1
（略語）	4
（用語）	4
I. 監査業界の概観	7
1. 公認会計士の状況	9
（1）公認会計士制度の導入	9
（2）公認会計士の状況	9
（3）公認会計士の女性割合	11
2. 監査事務所の状況	12
（1）監査法人の組織	13
（2）監査事務所の品質管理体制の整備	14
（3）監査法人数の推移	16
（4）合併の状況	18
（5）財務状況（業務収入、監査・非監査業務の割合）	19
3. 被監査会社等の状況	22
（1）監査証明業務の種別の状況	22
（2）金商法又は会社法に基づく被監査会社等及び上場被監査会社の状況	23
（3）IFRS 適用会社の状況	26
（4）新規上場（IPO）監査の状況	27
II. 審査会によるモニタリング	29
1. 制度の概要	31
（1）審査会の審査及び検査の位置付け	31
（2）協会による品質管理レビューの報告	32
（3）審査	33
（4）報告徴収	33
（5）検査	35
（6）検査結果の通知	37
2. 審査、報告徴収及び検査の状況	40
（1）審査の状況	40
（2）報告徴収の状況	41
（3）検査の状況	42

Ⅲ. 監査事務所の運営状況	45
1. 業務管理態勢と監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢	47
(1) 監査法人の組織体制	47
(2) 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢の状況	50
(3) 監査法人の構成員の状況	53
(4) 監査業務を実施する組織体制	58
(5) 監査業務をサポートする組織体制	60
(6) 監査法人グループの状況	62
2. 監査実施者の教育・訓練、評価	64
(1) 人材育成の取組の状況	64
(2) 監査実施者の教育・訓練の状況	64
(3) 監査実施者の評価の状況	66
3. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動	68
(1) 被監査会社の適時開示における会計監査人の異動理由	70
(2) 期中に監査法人の異動があった理由	70
(3) モニタリング活動を通じて把握した会計監査人の異動理由	71
4. 監査報酬の状況	73
(1) 監査報酬に関する規則	73
(2) 監査報酬の算定方法	73
(3) 会計監査人の異動前後における監査報酬の状況	75
(4) 報酬依存度の状況（セーフガード）	76
5. 監査業務に係る審査の状況	77
6. 品質管理のシステムの監視	78
(1) 定期的な検証の状況	78
(2) グローバルレビューの活用状況	80
7. ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティに関する取組状況	81
(1) ITを活用した監査手法	81
(2) サイバーセキュリティに関する取組状況	83
8. 企業の海外展開への対応	85
(1) グループ監査の状況	85
(2) グローバルネットワークとの提携の状況	87
9. 外国監査法人等関係	90
(1) 外国監査法人等の制度	90
(2) 外国監査法人等の状況	91
(3) 被監査会社の状況	92
(参考資料)	93

(略語)

本レポートの略語は、以下のとおりとする。

「審査会」	公認会計士・監査審査会
「協会」	日本公認会計士協会
「取引所」	金融商品取引所
「法」	公認会計士法
「金商法」	金融商品取引法
「品基報」	品質管理基準委員会報告書第1号
「監基報」	監査基準委員会報告書

(用語)

本レポートの用語は、以下のとおりとする。

「年度」	特に断りがなければ4月から翌年3月までの1年間を指す。
「事務年度」	7月から翌年6月までの1年間を指す。
「監査事務所」	監査法人、共同事務所又は個人事務所
「大手監査法人」	上場国内会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本レポートでは、有限責任あずさ監査法人、EY新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。
「準大手監査法人」	大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本レポートでは、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

(注) 平成29事務年度まで優成監査法人を準大手監査法人に含めていたが、平成30年7月2日付で太陽有限責任監査法人と合併した。本レポートのデータは、太陽有限責任監査法人と優成監査法人を分けている。

「中小規模監査事務所」	大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所
「中小監査法人」	大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査法人
「上場国内会社」	外国会社を除く上場会社
「被監査会社」	監査を受ける会社
「監査法人のガバナンス・コード」	平成 29 年 3 月 31 日に金融庁が公表した、「監査法人の組織的な運営に関する原則」を指す。
「4 大グローバルネットワーク」	世界的に展開する会計事務所ネットワーク。Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers の 4 つのグローバルネットワークを指す。
「ネットワーク・ファーム」	同じグローバルネットワークに所属している会計事務所を指す。
「IFRS」	国際財務報告基準（IFRS: International Financial Reporting Standards）を指す。国際会計基準審議会（IASB）によって設定される会計基準であり、多くの国及び地域で採用されている。

（出典について）

出典を示していないものは、審査会がモニタリング活動を通じて入手した、監査事務所に関する資料に基づき作成したものである。

（データの集計時点及び期間について）

可能な限り最新の状況を反映させる観点から、データの集計時点及び期間は統一されていない。データの集計時点及び期間については、各図表中又は図表下部の注に記載している。また、構成比は端数を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

I . 監査業界の概観

I. 監査業界の概観

1. 公認会計士の状況

(1) 公認会計士制度の導入

我が国に公認会計士制度が導入されたのは昭和 23 年のことである。すなわち、昭和 22 年に証券取引法が公布され、株式、社債などの有価証券を発行又は募集する会社は届出をしなければならないこととされたが、昭和 23 年の証券取引法の全部改正（現「金商法」）と公認会計士法の公布・施行により、有価証券の発行者に公認会計士による監査証明の取得が義務付けられたのである。

これに伴い、公認会計士試験の実施等のために会計士管理委員会（所掌事務の移管等を経て昭和 27 年に公認会計士審査会となり、平成 16 年に現在の公認会計士・監査審査会に拡充・改組）が設置された。また、昭和 24 年に企業会計原則、昭和 25 年に監査基準が公表された。

現在の公認会計士法には、公認会計士の使命と職責について、以下のように明記されており、公認会計士は、監査証明であれ非監査証明であれ、常にその使命と職責を自覚し、業務を遂行しなければならない。

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（法第 1 条）。」

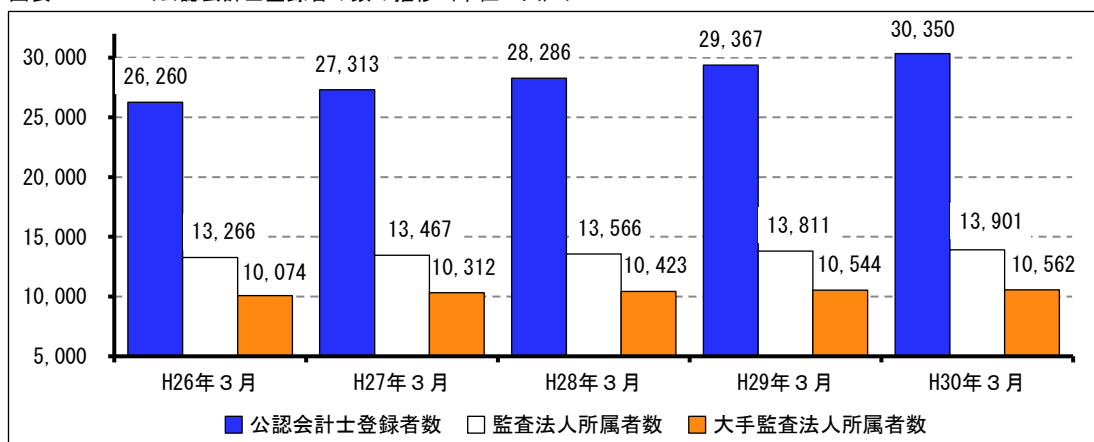
「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない（法第 1 条の 2）。」

(2) 公認会計士の状況

公認会計士となるには、公認会計士試験に合格し、一定の要件（業務補助、実務補習等）を満たした上で、協会に備えられている名簿に登録を受けなければならない（法第 3 条、第 17 条、第 18 条）。

公認会計士登録者数はここ数年緩やかに増加している。監査法人所属者数も増加しているものの、登録者全体に占める割合は平成 26 年 3 月末の 50.5%から年々低下し、平成 30 年 3 月末は 45.8%となっている。なお、監査法人所属者数のうち大手監査法人所属者は 75.9%を占めている（図表 I-1-1）。

図表 I-1-1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>

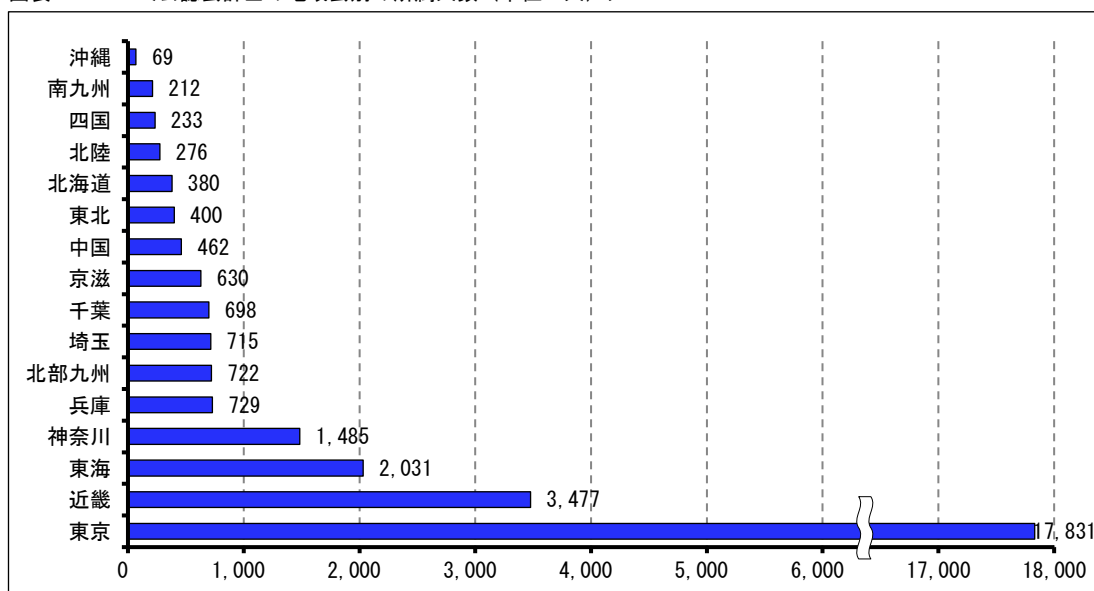


（出典）協会、審査会（注）

（注）大手監査法人所属者数については、各監査法人から提出された業務報告書等より集計。

公認会計士は、協会の会員とならなければならず（法第 46 条の 2）、全国の各地方に設けられた協会の支部である地域会（平成 30 年 3 月現在 16 地域会）に所属している。公認会計士の所属する地域は、首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）に集中しており、約 7 割を占めている（図表 I-1-2）。

図表 I-1-2 <公認会計士の地域会別の所属人数（単位：人）>

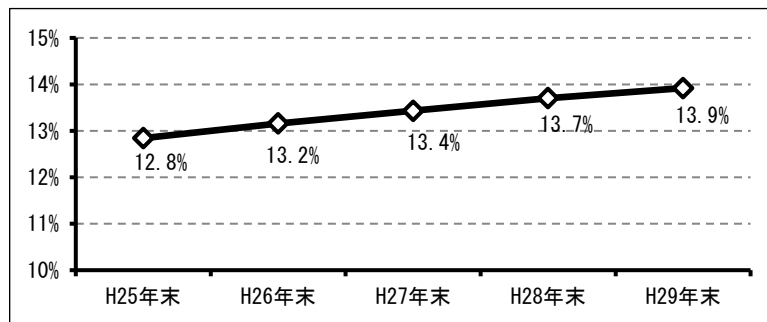


（出典）協会（平成 30 年 3 月末現在）

(3) 公認会計士の女性割合

ここ数年にわたり、公認会計士登録者全体に占める女性の割合は漸増しているものの、14%弱であり、18.4%の弁護士¹や14.4%の税理士²に比べ低い割合となっている（図表 I-1-3）。なお、米国³では40%、英国では35%⁴を女性が占めている。

図表 I-1-3 <女性公認会計士の割合の推移>



(出典) 協会

¹ 弁護士白書 2017 年版

² 全国女性税理士連盟ウェブサイト（平成 30 年 5 月末現在）

³ AICPA “2017 Trend Report”、2016 年会計事務所勤務の米国公認会計士

⁴ Financial Reporting Council “Key Facts and Trends in the Accountancy Profession 2017”、英国には複数の会計士協会があるため数値はその平均。

2. 監査事務所の状況

監査事務所、すなわち、監査証明業務を行う公認会計士事務所は、平成 29 年 3 月末において 2,021 事務所存在しているが、その業務内容や態様は多様である。

まず、監査証明業務には、法定監査と任意監査がある。法定監査は法律によって公認会計士監査が求められるものである。公認会計士監査が導入された当初、法定監査は金商法監査のみであったが、その後、私立学校振興助成法に基づく学校法人監査、さらに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（現「会社法」）に基づく公認会計士監査が導入され、現在では労働組合や信用金庫、信用組合、社会福祉法人、医療法人の監査等多数の法定監査がある。監査証明業務については 3. 被監査会社等の状況（1）監査証明業務の種別の状況（22 ページ）でより詳しく説明する。

また、監査事務所には、監査法人、共同事務所及び個人事務所がある。監査法人とは、監査証明業務を組織的に行うことを目的として 5 人以上の公認会計士を含む者によって設立される法人をいう。監査法人制度は昭和 41 年に創設されたが、そこでは、企業規模の拡大や経営の多角化に伴って、監査証明業務に係る業務が増大・複雑化しているという状況が認識されていた。特に当時は多くの不正経理事件が発生し、公認会計士監査の存在意識が問われるという時代背景があった。そこで、組織的監査を推進することによって、監査水準の向上を図ることが期待されたのである。審査会では、監査事務所をその規模に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の 3 つに分類している。

上記の記述を踏まえると、2,021 事務所は次のように分類される（図表 I-2-1）。この分類において、審査会のモニタリングの対象となるのは、主として、金商法監査（上場国内会社の監査）を行う事務所である。

図表 I-2-1 <監査事務所の分類（平成 29 年 3 月末）>

監査事務所	事務所数	法定監査			任意監査
		金商法監査(注 3)	会社法監査	その他	
大手監査法人	4	○	○	○	○
準大手監査法人	6	○	○	○	○
中小規模監査事務所	2,011	○(注 4)	○	○	○
(内訳)	中小監査法人	(212)			
	共同事務所(注 1)	(48)			
	個人事務所(注 1)	(1,751)			

(注 1) 法定監査関係書類等提出規則に基づき協会に提出された、監査概要書及び監査実施報告書に記載されている平成 28 年度（決算日：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）の監査事務所数。

(注 2) 表中の「○」は当該業務が実施できることを示す。

(注 3) 上場国内会社を監査するには上場会社監査事務所登録が必要。上場会社監査事務所登録についてはコラム「協会による上場会社監査事務所登録制度」（24 ページ）を参照のこと。

(注 4) 各取引所では有価証券上場規程で個人事務所の場合は 2 名以上の公認会計士による監査証明を求めている。

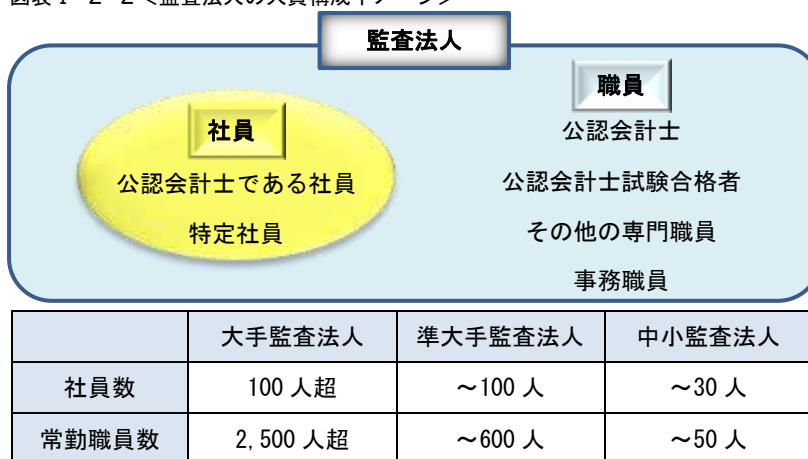
（１）監査法人の組織

監査法人は、５人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員（パートナー）が経営に直接関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。監査法人には社員だけで構成されるものもあるが、一定の規模を持つ場合には、公認会計士や公認会計士試験合格者、各種専門家等が職員として雇用されているのが通常である。

また、監査法人において適切な業務運営を確保し、実効性のある組織的監査を実施していくために、経営、法律、IT、年金数理等を含めた広範な知識と経験が社員に求められている。そのため、かつては監査法人の社員は公認会計士に限られていたが、平成 19 年法改正では、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を認める「特定社員制度」が創設された。ただし、監査法人に特定社員が加入する場合には、監査法人の社員のうち公認会計士である社員が、社員全体の 75%以上を占めなければならない。平成 28 年度の大手監査法人の業務報告書によると、社員合計 1,878 名のうち、特定社員は 125 名であった。

監査法人の人員構成のイメージは、次のようになる（図表 I-2-2）。人員の構成状況についてはⅢ. 監査事務所の運営状況でより詳しく説明する。

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



（注）池田唯一＝三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—（第一法規、平成 21 年）55 ページの図を参考に、審査会作成。

現在では、大手上場国内会社を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場国内会社やこれに類する大企業の監査の大部分を担う大手監査法人は、人員が数千人を超え、また、それに続く準大手監査法人でも 100 人を超える規模となっている。近年において顕在化している監査品質の確保の難しさは、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことから生じていると言え、監査法人のガバナンス・コードが策定された背景となっている。

また、監査法人の規模が大きくなると、職員の経験、能力等により、職階を設けている（図表 I-2-3）。職員はスタッフ、シニアスタッフからマネージャー、シニアマネージャーを経て、選考の上、社員（パートナー）に登用されるのが一般的である。

図表 I-2-3 <大手監査法人の職階イメージ>

	スタッフ	シニア スタッフ	マネージャー	シニア マネージャー	パートナー
役割	上位者の指導・監督のもと、監査業務の実作業を行う職員。経験に応じ中小規模被監査会社の監査現場を統括する		監査業務全般の統括や大規模被監査会社の監査現場を統括する職員		法人の経営に関与する社員
求められるスキル	監査実務及び、会計・監査に関する専門知識の習得		スタッフの指導・育成や被監査会社との調整等の業務管理能力、問題解決能力		責任者として高度な能力
主な研修	会計監査年次研修・不正対応研修・グローバル関連研修等				
	監査手続関連研修等		マネジメント研修・専門領域別研修等		

（注）詳細は Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢と監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢（4）監査業務を実施する組織体制（58 ページ）及び（5）監査業務をサポートする組織体制（60 ページ）を参照のこと。

（2）監査事務所の品質管理体制の整備

監査品質を確保するためには、社員による監査業務の適正な執行と併せて、監査法人における適切な品質管理体制の構築・運用が重要となる。

平成 15 年法改正では、「監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない」ことが法律上の義務として規定されたが、平成 19 年法改正において、この業務管理体制について、次のものを含むものでなければならないことが明確化された（法第 34 条の 13 第 2 項）。

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施
- ③ 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

このようにして、平成 19 年法改正によって、監査法人による業務管理体制の整備の一環として、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施が法律上の義務として位置付けられることになった。業務の品質の管理とは、「業務の遂行に関する事項」のそれぞれについて、業務の妥当性、適正性、信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることをいう（法第 34 条の 13 第 3 項）。

「業務の遂行に関する事項」については、内閣府令（公認会計士法施行規則）に次のように具体的に規定されている（規則第 26 条）。

- ① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保
- ② 業務に係る契約の締結及び更新
- ③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任
- ④ 業務の実施及びその審査（次に掲げる事項を含む）
 - ア 専門的な見解の問い合わせ（業務に関して専門的な知識及び経験等を有する者から専門的な事項に係る見解を得ることをいう）
 - イ 監査上の判断の相違（監査証明業務を実施する者の間又はこれらの者と監査証明業務に係る審査を行う者との間の判断の相違をいう）の解決
 - ウ 監査証明業務に係る審査

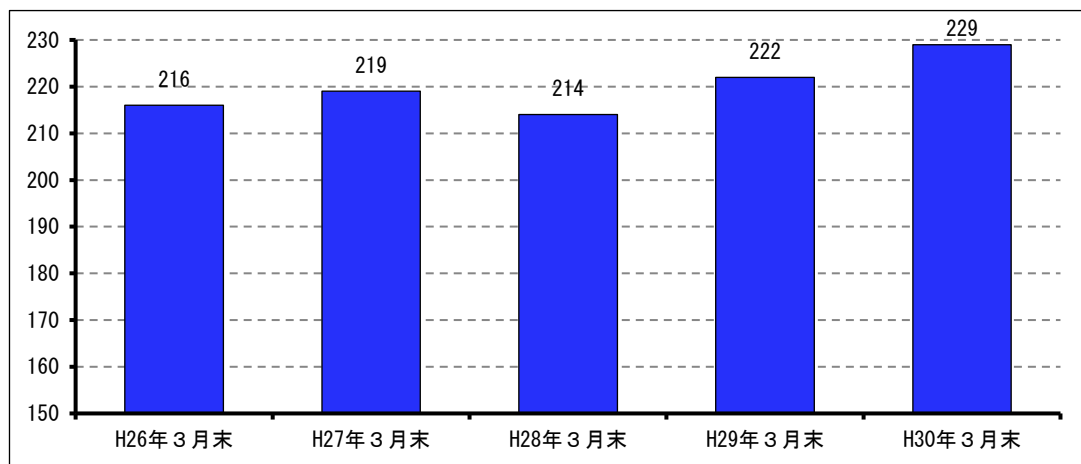
上記の業務の品質の管理に関する規定は、「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年）と整合的な形で定められている。具体的には、品質管理基準の 6 つの構成要素、すなわち、①品質管理に関する責任、②職業倫理及び独立性、③監査契約の新規の締結及び更新、④監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、⑤業務の実施、⑥品質管理のシステムの監視が全て盛り込まれる形で規定されている。

なお、「監査に関する品質管理基準」は監査証明業務を対象として策定されたものであるが、監査法人に業務管理体制の一環として品質管理の整備が求められる対象業務は、監査証明業務に限られず、監査法人の業務全般を含むものと解される。したがって、監査法人は、監査証明業務以外の業務についても、業務に関する職業倫理の遵守等が求められる。

(3) 監査法人数の推移

監査法人の数は平成 28 年 3 月末から増加傾向にある。平成 29 年 4 月以降、平成 30 年 3 月末までの間に、4 法人が解散したのに対し、11 法人が設立されたことから、7 法人の純増となった（図表 I-2-4）。なお、合併の状況については、（4）合併の状況（18 ページ）を参照のこと。

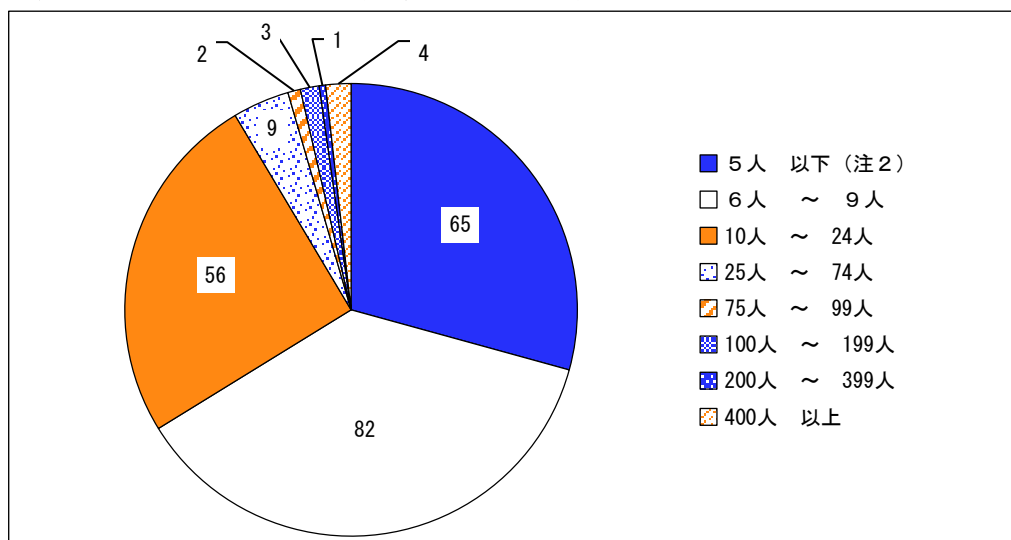
図表 I-2-4 <監査法人数の推移（単位：法人）>



（出典）協会

監査法人を所属常勤公認会計士数による規模別で見ると、25 人未満の法人が全体の 9 割を占めている（図表 I-2-5）。

図表 I-2-5 <所属常勤公認会計士数の規模別の監査法人数（平成 28 年度、単位：法人）>



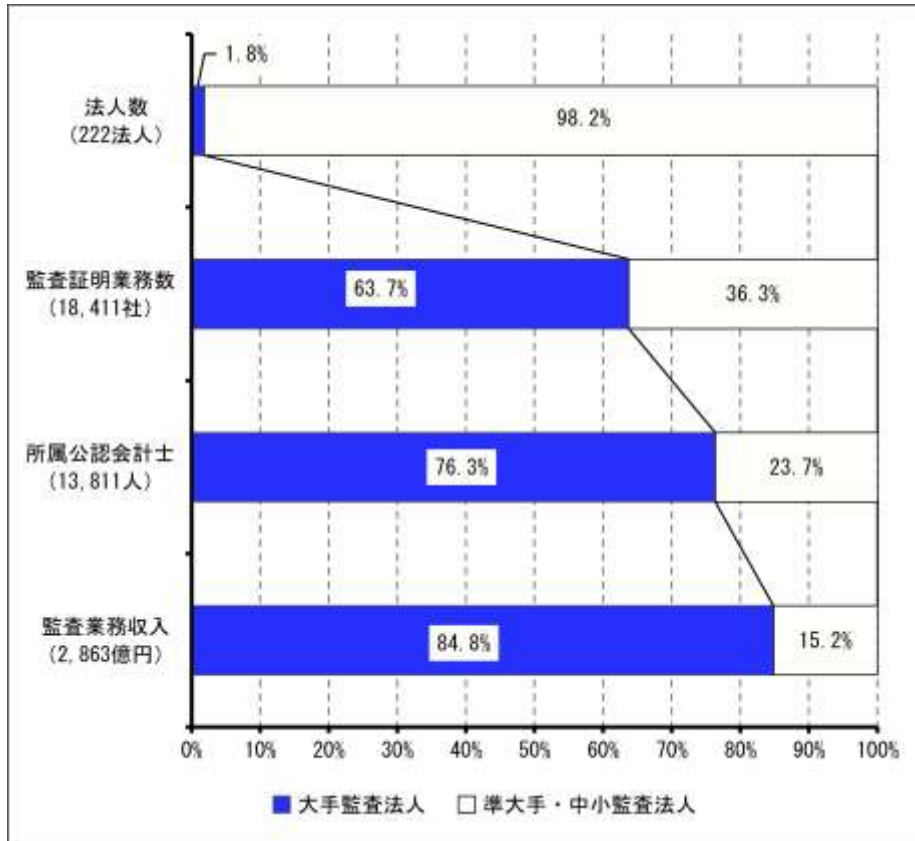
（注 1）平成 28 年度に各監査法人から提出された業務報告書等より 222 法人を集計。

（注 2）監査法人に所属する公認会計士数が 5 人未満となった場合は原則解散となるが、6 か月間の経過期間が設けられている。

■大手監査法人への集中■

平成 28 年度末の 222 の監査法人をみると、被監査会社、公認会計士、収入等は大手監査法人に集中している。

<監査法人の分類別シェア（平成 28 年度）>



(注1) 平成 28 年度の協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計。

(注2) 平成 28 年度は、1 法人で決算期を 3 月から 6 月へ変更しており、平成 28 年度の業務収入は把握できない。そのため、当該法人の監査証明業務数及び業務収入は平成 27 年度のデータを計上している。

(4) 合併の状況

平成 25 年度以降の監査法人の合併は 11 件あり（図表 I-2-6）、規模拡大による経営基盤強化や業務エリアの拡大を目指すことなどを理由としている。

図表 I-2-6 <平成 25 年度以降に合併を行った監査法人>

年度	存続法人	消滅法人
H25	太陽 ASG 有限責任監査法人（太陽有限責任監査法人）	霞が関監査法人
H26	監査法人グラヴィタス	大同監査法人
	大阪監査法人（ひびき監査法人）	ペガサス監査法人、新橋監査法人
	仰星監査法人	明和監査法人
	清新監査法人（至誠清新監査法人）	監査法人啓和会計事務所
H27	至誠監査法人（至誠清新監査法人）	清新監査法人
	明治監査法人（明治アーク監査法人）	アーク監査法人
H28	明治アーク監査法人	聖橋監査法人
	清陽監査法人	九段監査法人
H29	（合併なし）	
H30	太陽有限責任監査法人	優成監査法人
	東邦監査法人	監査法人青柳会計事務所

（注）平成 30 年 7 月 2 日時点。括弧内に存続法人の現名称を記載

（出典）各監査法人の公表資料より作成

報告徴収によれば、準大手監査法人の約半数が将来の業務運営戦略の一つとして合併を検討している。

平成 29 事務年度に実施した 43 中小規模監査事務所に対する報告徴収によると、合併を検討している割合は 5 % と低く、これらは比較的規模の大きい監査法人である。

(5) 財務状況（業務収入、監査・非監査業務の割合）

監査法人は、監査証明業務を行うほか、非監査証明業務として、株式公開支援や IFRS 導入支援、組織再編等の財務関連アドバイザーサービスを行っている。

① 業務収入全体の状況

業務収入の全体的な傾向として、大手監査法人と準大手監査法人では増加傾向にあるが、中小監査法人では平成 26 年以降、減少している。また、準大手監査法人と中小監査法人では、監査証明業務収入割合が約 9 割と監査証明業務への依存度が高い（図表 I-2-7）。

② 監査証明業務収入の状況

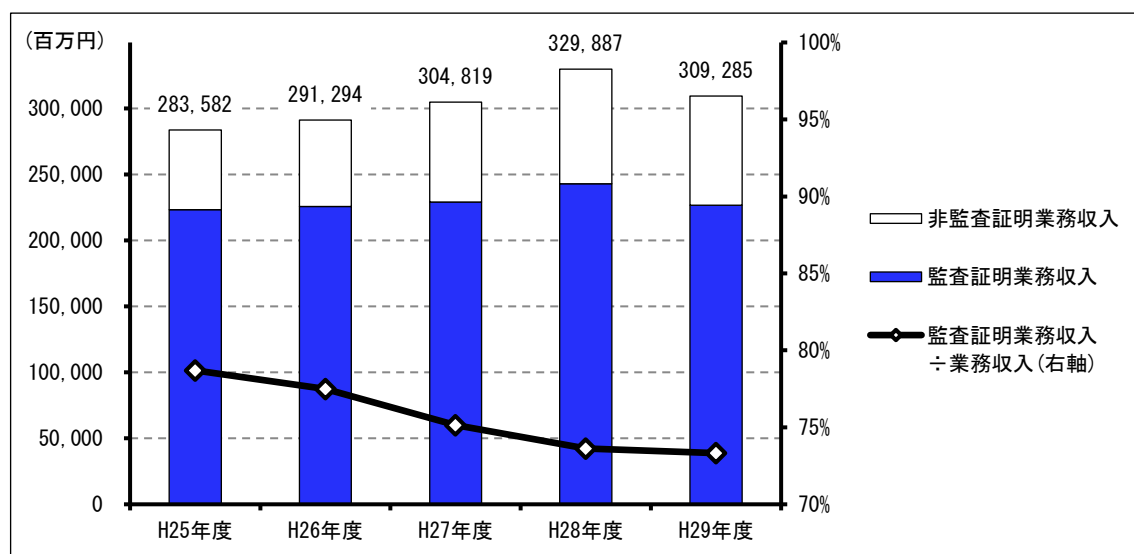
平成 29 年度に決算期変更を実施した大手監査法人の 8 か月決算数値を単純に 12 か月に補正したうえで、業務収入の構成要素別に傾向を確認すると、監査証明業務収入は、大手監査法人と準大手監査法人について増加傾向にある。一方、中小監査法人では平成 24 年度をピークに監査証明業務収入は減少している。

③ 非監査証明業務収入の状況

非監査証明業務収入について、監査証明業務収入同様に補正した場合、大手監査法人では引き続き増加傾向にある。また、監査証明業務収入の増加率は非監査証明業務収入の増加率を下回っていることから、業務収入に占める監査証明業務収入割合は前年比で減少しており、この傾向はここ数年継続している。

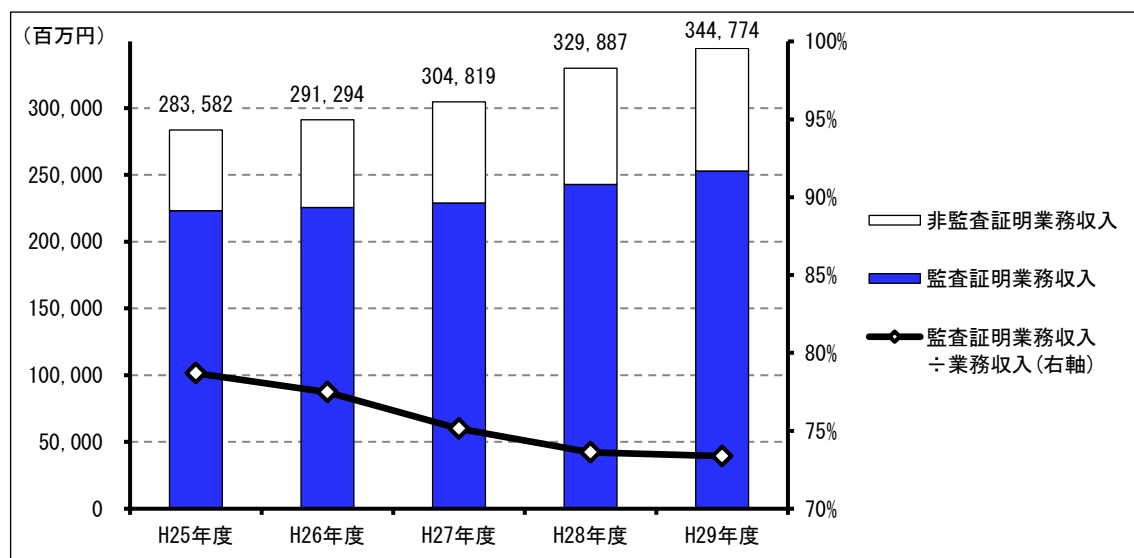
準大手監査法人及び中小監査法人の非監査証明業務収入は、年度によって増減もみられるが、ここ数年においては緩やかな増加傾向にある。

図表 I-2-7 <業務収入、その内訳及び業務収入に占める監査証明業務収入の割合の推移>
(大手監査法人(4法人合計))

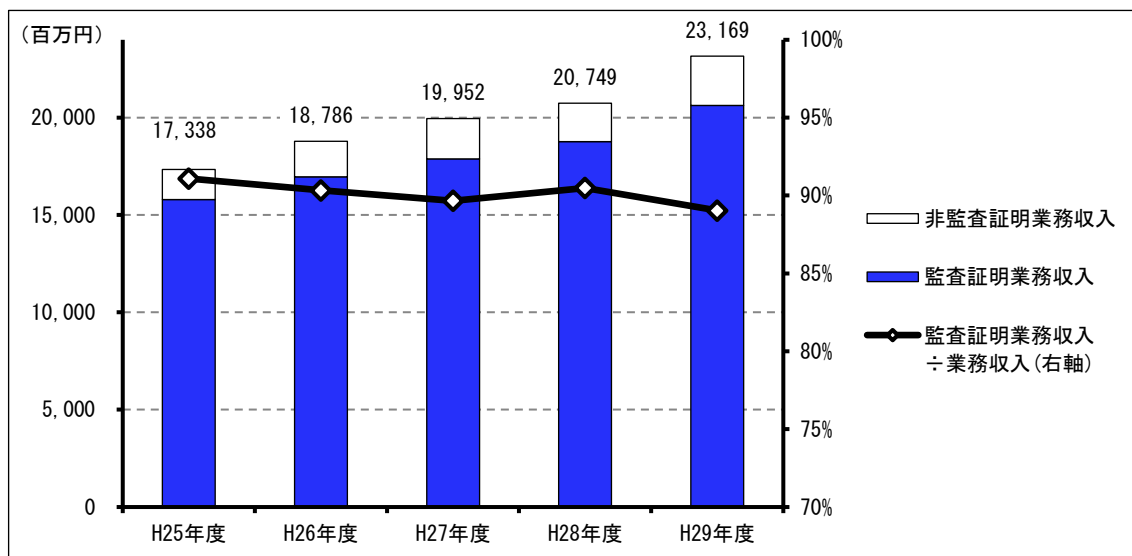


(注) 平成 29 年度において 1 法人が決算期を変更し、8 か月決算となっている。

(参考) 決算期を変更した監査法人の 8 か月の業務収入が同水準で 1 年間発生したと仮定した場合 (12 か月/8 か月を乗じた場合)、推移は以下のように推定される。

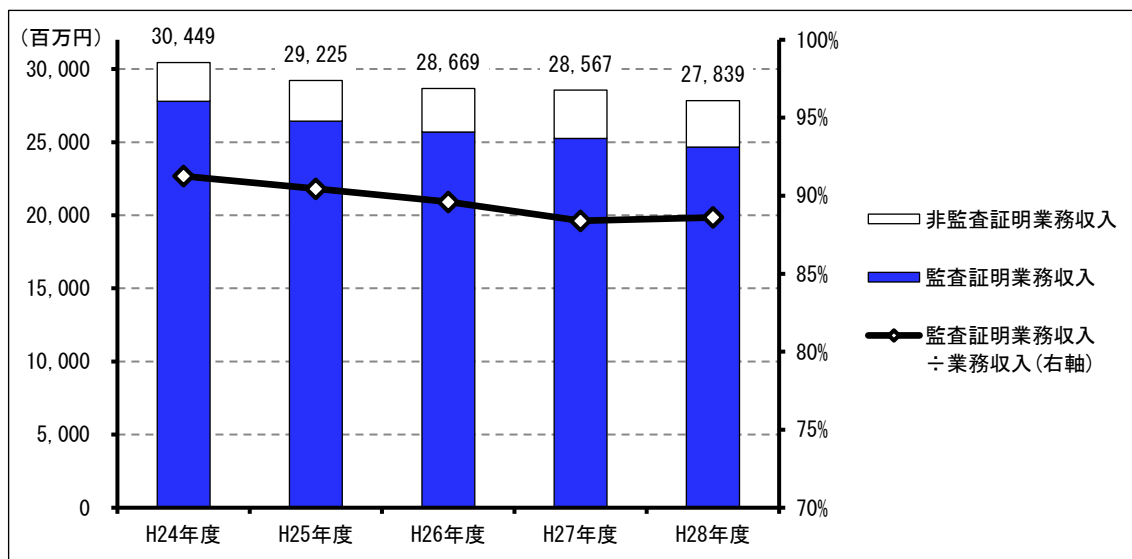


(準大手監査法人(6法人合計))



(注) 平成 28 年度において 1 法人が決算期を変更しており、15 か月分の業務収入が平成 29 年度に計上されている。このため、当法人の平成 28 年度の業務収入を把握できないことから、当法人の平成 28 年度の業務収入は、平成 27 年度のデータを使用している。

(中小監査法人 (合計))



(注) 各年度における各監査法人の業務収入を集計している。なお、大手監査法人と準大手監査法人は平成 29 年度まで、中小監査法人は平成 28 年度までを集計している。

3. 被監査会社等の状況

監査証明業務は、会計監査人による監査を義務付けている法令や被監査会社等の事業規模及び事業展開等の影響により、その内容や実施状況もさまざまである。

(1) 監査証明業務の種別の状況

前述（2. 監査事務所の状況（12 ページ）を参照）のとおり、監査証明業務には、金商法や会社法、私立学校振興助成法、労働組合法等の法律に基づく監査（法定監査）と、監査の目的や内容が当事者間で任意に決められて実施される監査（任意監査）とがある。監査法人における監査証明業務の種別の状況は以下のとおりである（図表 I-3-1）。

図表 I-3-1 <監査証明業務の種別の状況>

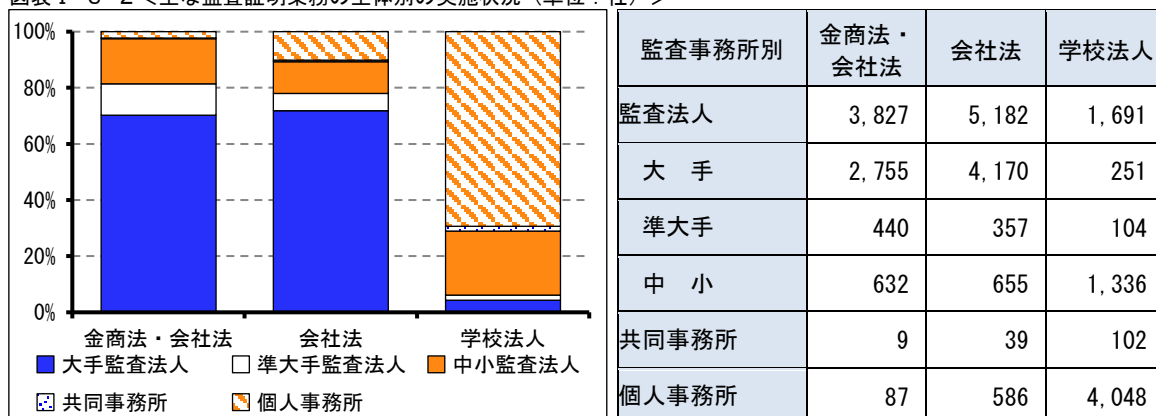
種別	法定監査						任意監査	計
	金商法・会社法	金商法	会社法	学校法人	労働組合	その他		
社数	3,871	333	5,219	1,769	461	2,189	4,569	18,411
割合（％）	21.0	1.8	28.3	9.6	2.5	11.9	24.8	100

（注1）平成28年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計している。

（注2）平成28年度において準大手法人1法人が決算期を変更しており、当法人の平成28年度の被監査会社等数を把握できない。そのため、当法人の平成28年度の被監査会社等数は、平成27年度のデータを使用している。

監査証明業務を行う主体は監査法人、共同事務所及び個人事務所である。主な監査証明業務について主体別の実施状況をみると、金商法・会社法監査や会社法監査は大手監査法人が約7割の監査を実施しているのに対し、学校法人監査は個人事務所が約7割の監査を実施している（図表 I-3-2）。

図表 I-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（単位：社）>



（注）平成28年4月期から平成29年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計している。図表 I-3-1 のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

（出典）協会

（２）金商法又は会社法に基づく被監査会社等及び上場被監査会社の状況

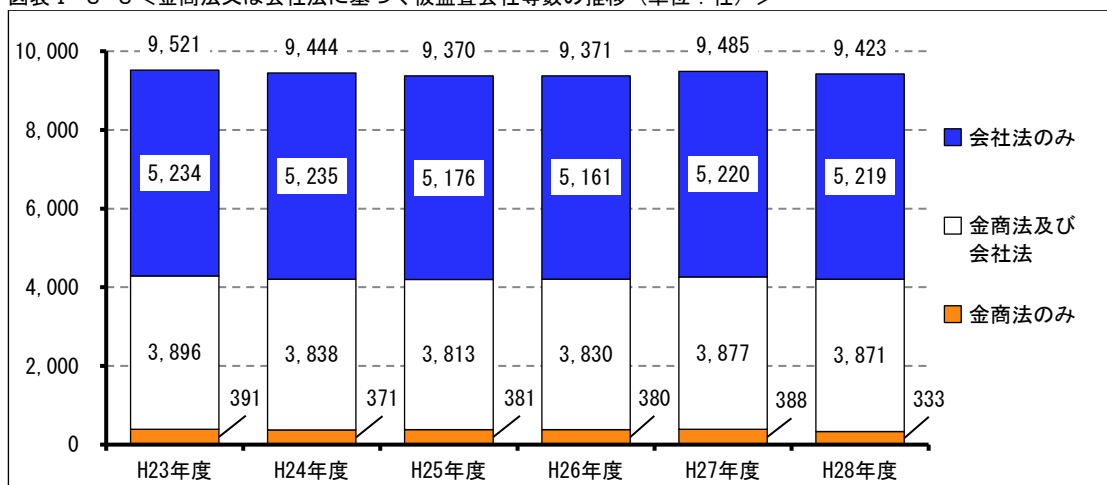
被監査会社の状況として、法定監査のうち金商法又は会社法に基づく被監査会社等や資本市場への影響が大きい上場被監査会社（外国会社を除く。以下同じ。）を対象とした分析を行う。

① 金商法又は会社法に基づく被監査会社等数及び監査法人の規模別シェア

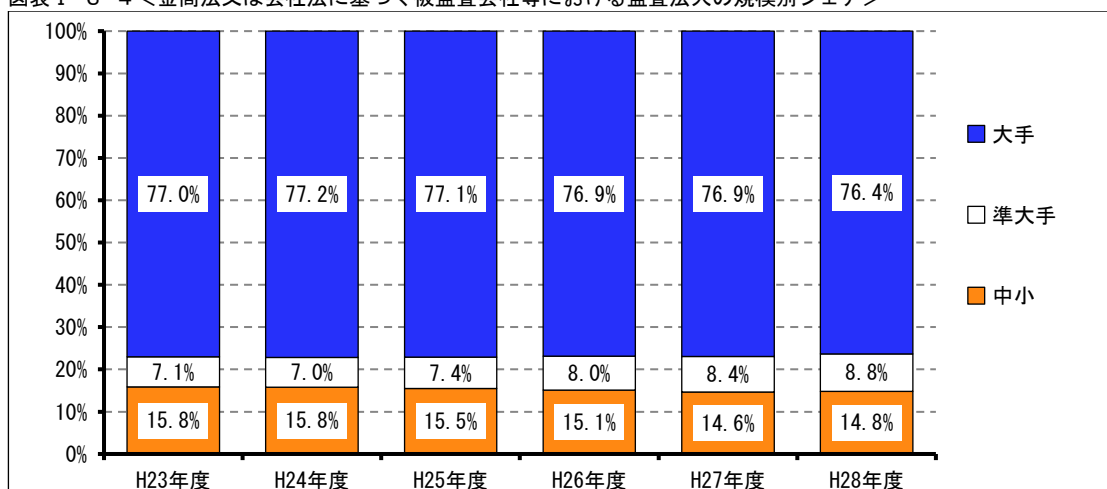
金商法又は会社法に基づく被監査会社等数に大きな変化はない（図表Ⅰ-3-3）。

監査法人の規模別シェアをみると、準大手監査法人のシェアは平成 25 年度から毎年微増している（図表Ⅰ-3-4）。

図表Ⅰ-3-3 <金商法又は会社法に基づく被監査会社等数の推移（単位：社）>



図表Ⅰ-3-4 <金商法又は会社法に基づく被監査会社等における監査法人の規模別シェア>



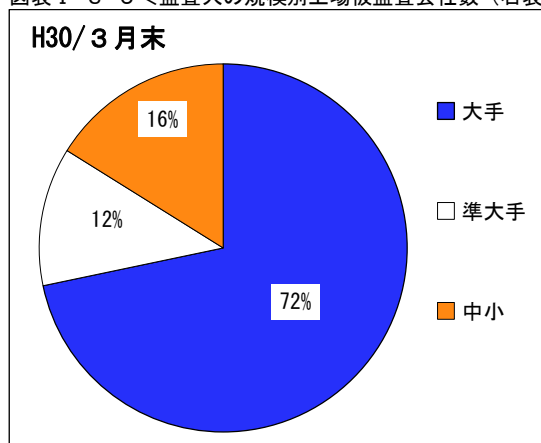
（注１）各年度における各監査法人の被監査会社等数を集計している。

（注２）平成 28 年度において準大手法人 1 法人が決算期を変更しており、当法人の平成 28 年度の業務収入を把握できない。そのため、当法人の平成 28 年度の業務収入は、平成 27 年度のデータを使用している。

② 上場被監査会社における監査事務所の規模別シェア

上場被監査会社の約7割は、大手監査法人が監査している。特に、大規模な会社ほど取引が大規模かつ複雑であり、多くの監査人員等を要する。このため、大手監査法人が監査を行うことが多く、時価総額ベースでは大手監査法人の割合が9割となっている（図表I-3-5、I-3-6）。

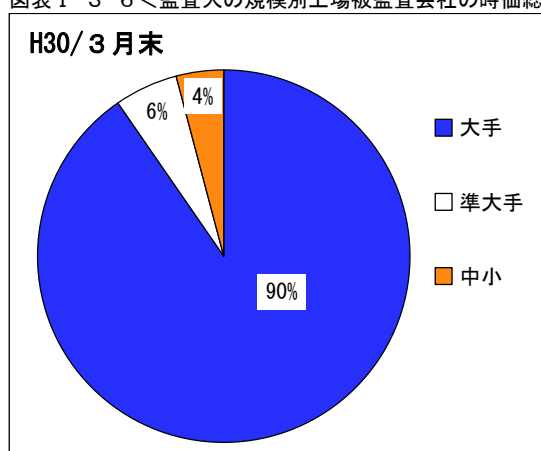
図表I-3-5 <監査人の規模別上場被監査会社数（右表の単位：社）>



大手監査法人	2,646
準大手監査法人	449
中小規模監査事務所	595
合 計	3,690

（注）大手監査法人と中小規模監査事務所とが共同監査を行っている1社については、大手監査法人が行っているものとして計上している。

図表I-3-6 <監査人の規模別上場被監査会社の時価総額（右表の単位：億円）>



大手監査法人	6,101,451
準大手監査法人	371,724
中小規模監査事務所	278,092
合 計	6,751,267

（注）大手監査法人と中小規模監査事務所とが共同監査を行っている1社については、大手監査法人が行っているものとして計上している。

■協会による上場会社監査事務所登録制度■

上場会社監査事務所登録制度とは、上場国内会社を監査する事務所に対して、協会の「上場会社監査事務所部会」への登録を義務付ける制度である。登録された監査事務所の名称や所在地、品質管理のシステムの概要、品質管理レビューの実施状況等は「上場会社監査事務所名簿」・「準登録事務所名簿」として協会ウェブサイト上で公開されている。平成30年5月末現在、上場会社監査事務所名簿には126事務所が登録されている。

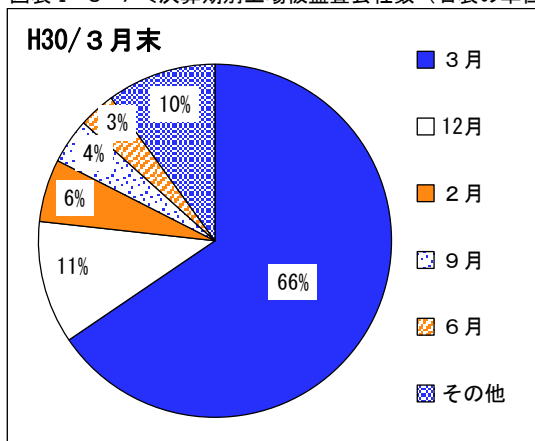
上場会社監査事務所名簿に登録された監査事務所は、定期的に品質管理レビューを受け、その結果に基づき、上場会社監査事務所名簿への登録取消し等の措置が講じられることとなる。

なお、各取引所の有価証券上場規程等では、上場国内会社の監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でない旨が規定されている。

③ 決算月別の上場被監査会社数及び時価総額

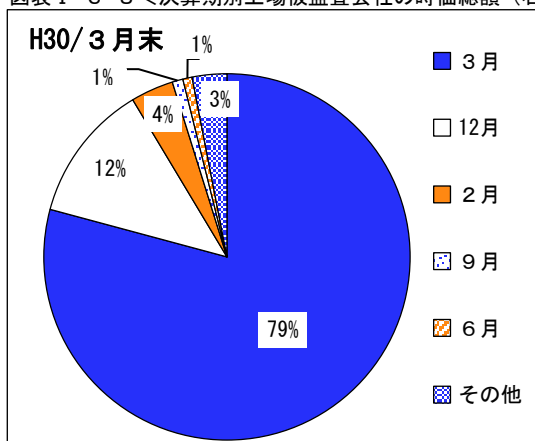
上場被監査会社の約7割は3月を決算期としており、時価総額ベースでは、約8割を占めている。そのため、特定の期間に監査業務が繁忙になる状況となっている（図表I-3-7、I-3-8）。

図表I-3-7 <決算期別上場被監査会社数（右表の単位：社）>



3月決算	2,417
12月決算	415
2月決算	212
9月決算	153
6月決算	124
その他	369
合 計	3,690

図表I-3-8 <決算期別上場被監査会社の時価総額（右表の単位：億円）>



3月決算	5,345,712
12月決算	825,162
2月決算	254,920
9月決算	63,900
6月決算	55,436
その他	206,137
合 計	6,751,267

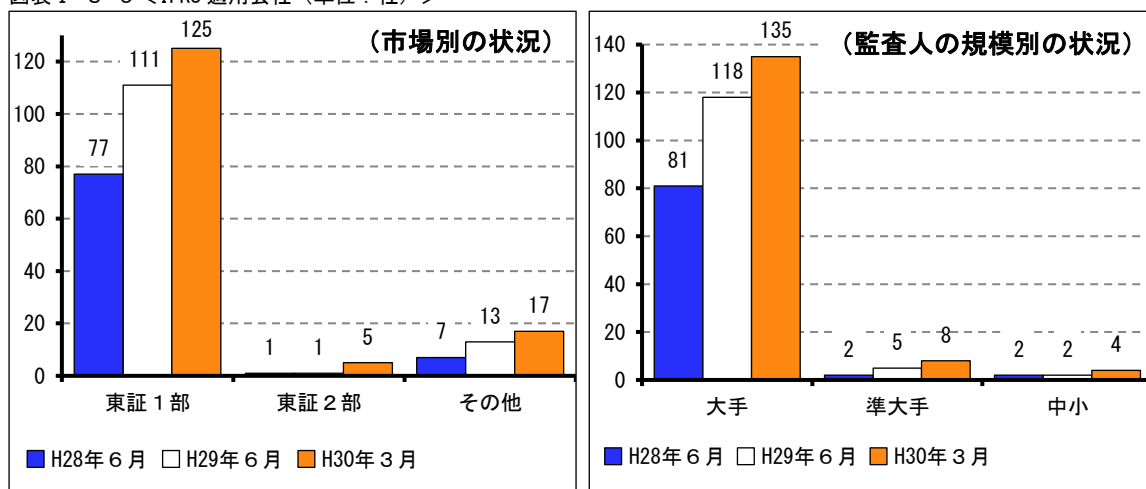
（出典）QUICK、取引所（平成30年3月末現在）

(3) IFRS 適用会社の状況

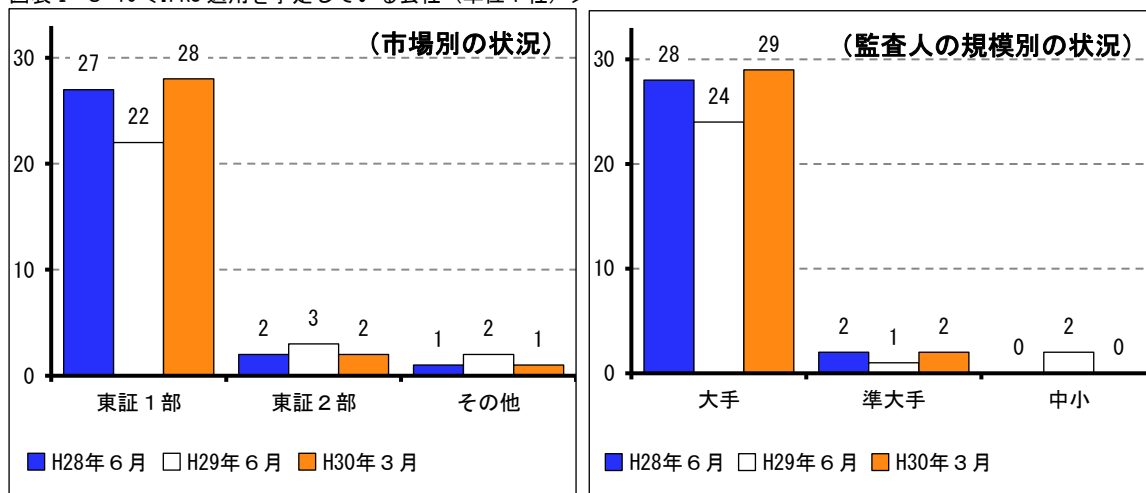
IFRS 適用会社が上場している市場別の状況及び当該会社の監査人の規模別の状況は、以下のとおりである（図表 I-3-9、I-3-10）。

IFRS 適用会社は、その大部分が東証 1 部に上場している。また、海外展開を行っている会社が主であるため、大規模なグローバルネットワークと提携している大手監査法人に監査が集中している。この状況は、IFRS 適用を予定している会社についても同様である。

図表 I-3-9 <IFRS 適用会社（単位：社）>



図表 I-3-10 <IFRS 適用を予定している会社（単位：社）>



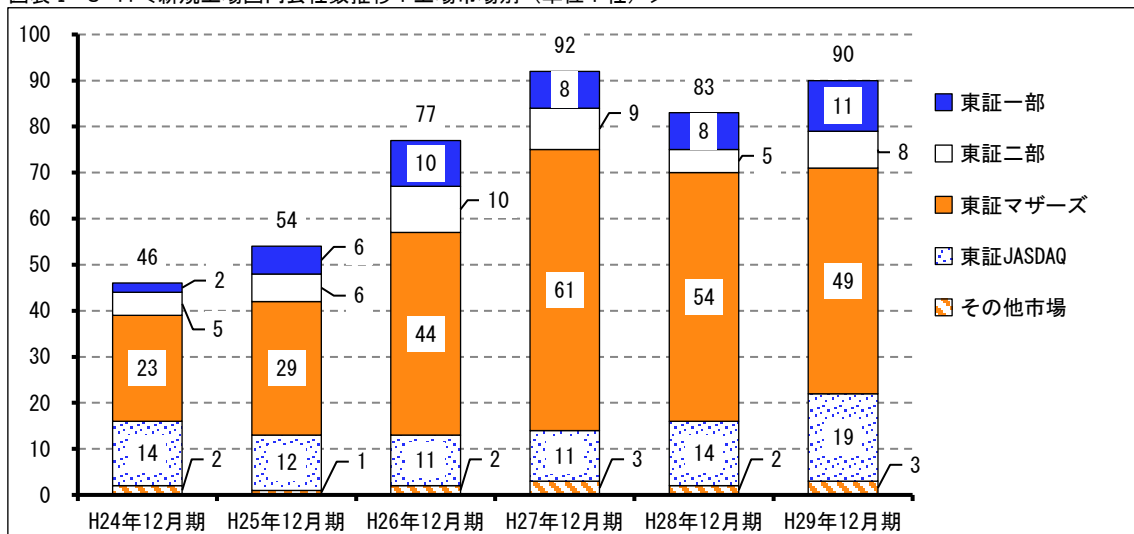
(出典) 取引所

(4) 新規上場(IP0)監査の状況

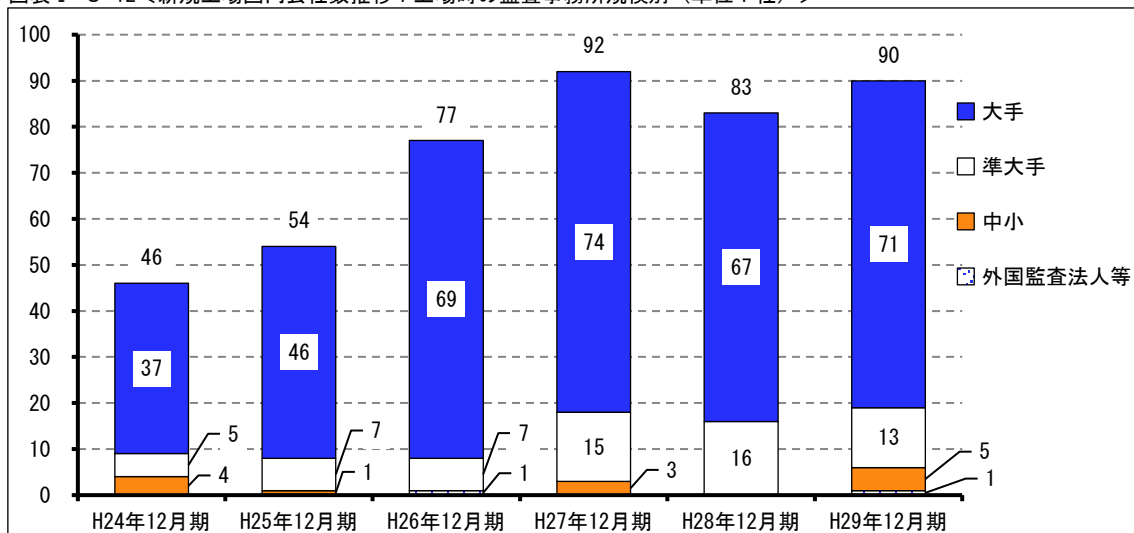
新規上場国内会社数（Tokyo Pro Market への上場を除く。）は、平成 29 年 12 月期では 90 社と、過去 6 年間で 2 番目に高い水準である（図表 I-3-11）。

監査事務所の規模別シェアは、大手監査法人が多くを占める状況に変わりはないが、平成 29 年 12 月期では、中小規模監査事務所が担当した新規上場国内会社数は、前期の 0 社から 5 社となっており（図表 I-3-12）、その上場市場別の内訳は、東証一部、東証二部及びマザーズが各 1 社、JASDAQ が 2 社となっている。

図表 I-3-11<新規上場国内会社数推移：上場市場別（単位：社）>



図表 I-3-12<新規上場国内会社数推移：上場時の監査事務所規模別（単位：社）>



（出典）取引所

Ⅱ． 審査会によるモニタリング

Ⅱ. 審査会によるモニタリング

1. 制度の概要

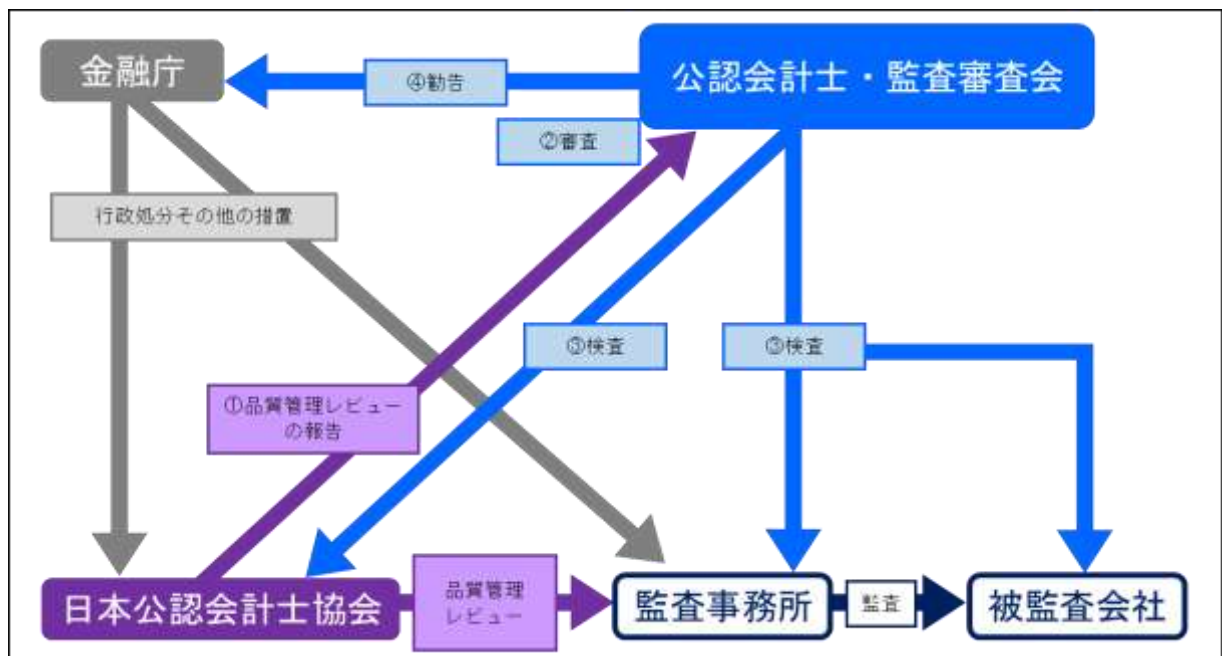
(1) 審査会の審査及び検査の位置付け

審査会は、法第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関⁵である。審査会は、監査事務所に対する審査・検査を通じて、公認会計士監査の品質の向上とその信頼性を確保することにより、投資者等の資本市場に対する信頼の向上等に努めている。

図表Ⅱ-1-1は、審査会の審査及び検査と、協会の品質管理レビュー及び金融庁による行政処分等の関係を図示している。

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け(①)、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し(②)、必要があると認める場合には、監査事務所等や協会に対して報告徴収や立入検査を実施している(③)。検査等の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する(④)。

図表Ⅱ-1-1 <審査会の審査及び検査の位置付け>



⁵ 公認会計士について理解及び識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。

審査会は、検査を指すオンサイト・モニタリングと、報告徴収、意見交換等を通じた情報収集等の検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの双方を実施することにより、監査品質の確保・向上に向けた監査事務所自らの行動を促している。

モニタリングは、モニタリングの視点及び目標等を掲げたモニタリング基本方針、及び当該基本方針を踏まえた各事務年度におけるモニタリング基本計画に基づき実施している⁶。審査会においてモニタリングを実施している審査検査室の定員は、平成 29 年度末において 42 名となっており、そのうち検査官は 33 名となっている。なお、検査の状況（検査 1 件当たりの検査官数や検査期間等）については、2. 審査、報告徴収及び検査の状況（3）検査の状況（42 ページ）を参照のこと。

（2）協会による品質管理レビューの報告

協会は、法第 43 条に基づき設立された、日本における唯一の公認会計士の団体である。協会は、会員たる公認会計士及び監査法人の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行い、並びに公認会計士の登録に関する事務を行っている。

品質管理レビュー⁷とは、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、協会において運用されている制度である。具体的には、監査事務所が行う監査の品質管理の状況を協会が調査し、その結果を監査事務所に報告し、必要に応じて改善勧告や改善状況の確認を行うものである。

当該制度は、平成 11 年度に協会が自主規制として運用を開始し、その後、平成 15 年に、協会が調査を行うこと及びその調査の結果を審査会に報告することが法に定められた。

協会は、審査会に対して、定期的な報告として「日本公認会計士協会に関する内閣府令」に基づき作成した月次報告書及び年次報告書を提出しているほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行っている。具体的な報告内容としては、以下のようなものがある。

- ・ レビューの実施計画
- ・ レビューにおいて発見された不備の内容やそれに係る監査事務所の見解
- ・ レビュー結果に基づき協会が監査事務所に交付した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」
- ・ レビュー結果に基づく措置（注意、嚴重注意及び監査業務の辞退勧告）の内容
- ・ 監査事務所が作成し協会に提出した「改善計画書」

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況について、監査事務

⁶ モニタリング基本方針及びモニタリング基本計画は、審査会ウェブサイトに掲載している。

⁷ 品質管理レビューの詳細は、協会ウェブサイト及び品質管理委員会年次報告書が参考となる。

所の定めた品質管理のシステム（個別業務における品質管理の手続を含む監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）が品基報及び監基報等の品質管理の基準に適合して適切かつ十分に整備されているか（品質管理のシステムの整備状況）、また、その品質管理のシステムが有効に運用されているか（品質管理のシステムの運用状況）という観点から、品質管理のシステムの整備状況を評価し、運用状況をサンプル調査の方法によって確かめている。

また、品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として定期的又は機動的に実施する通常レビューと、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として臨時的に実施する特別レビューとがある。

平成 29 年度においては、レビューアーの総人数は 40 名となっており、96 の監査事務所に対して通常レビューを実施している。

（３）審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果（品質管理レビューの結論における限定事項の有無、品質管理レビューにおいて発見された不備の内容等）や監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、協会、取引所、監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

（４）報告徴収

審査会は、上記（３）の審査の過程において、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施する。また、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促す観点（下記①及び②）やモニタリングを効率的に実施する観点（下記③）から、監査事務所に対して適時に報告徴収を実施する。

なお、報告徴収の実施に当たっては、必要に応じて対面方式を用いるなど効果的に検証を行っている。

① 監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収

主に、中小規模監査事務所に対して報告を求め、品質管理のシステムの整備状況や

代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材等の項目について検証するほか、重大な問題が疑われる場合には検査等の実施を検討。

② 検査結果通知後の報告徴収

検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握し、当該事務所の品質管理の改善状況を検証。

③ ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を継続的に把握するための報告徴収

主に、大手監査法人に対して報告を求め、得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用。

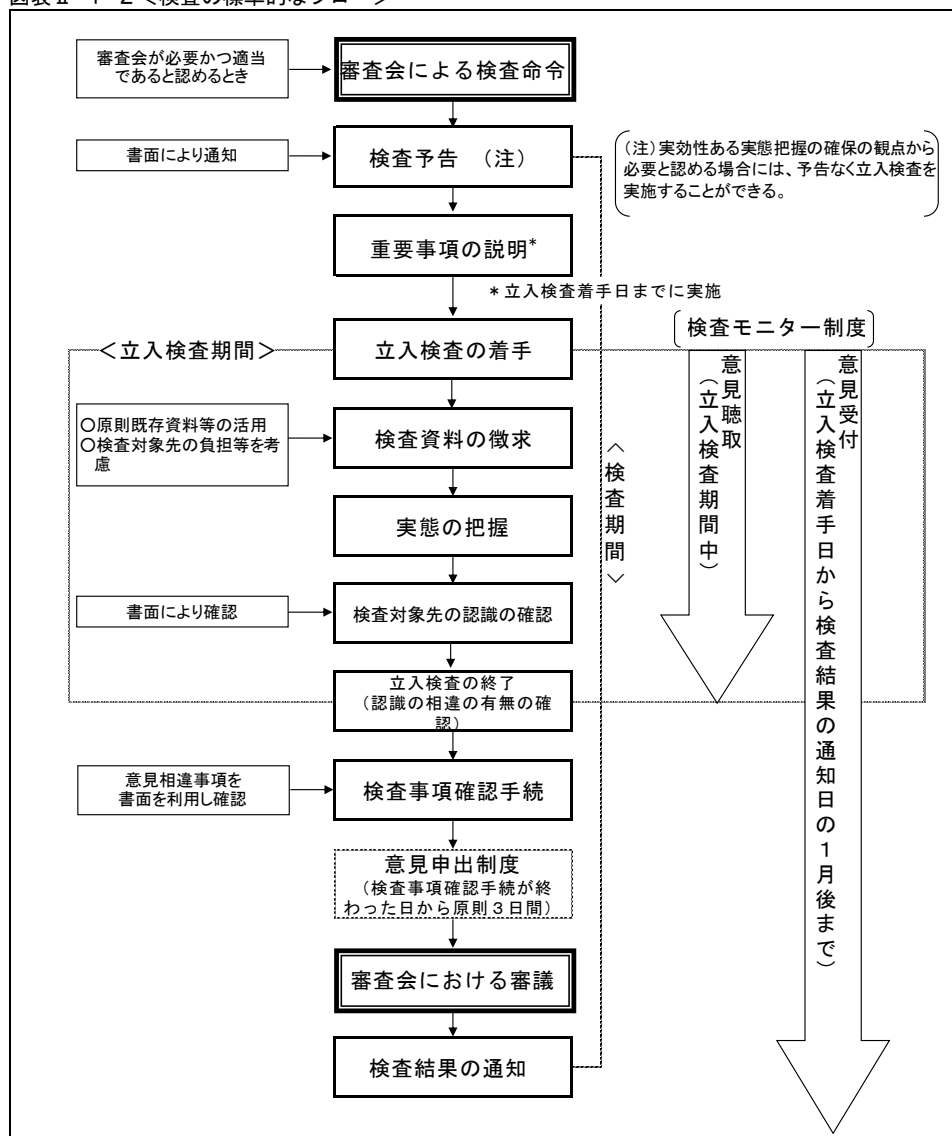
(5) 検査

審査会は、前述（３）及び（４）の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所及びその業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

審査会検査の基本事項、検査実施手続等及び検査結果等の取扱い等については、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」（平成 27 年 4 月、以下「基本指針」という。）に定められている。

基本指針に基づく、監査事務所に対する検査の標準的なフローは以下のとおりである（図表Ⅱ-1-2）。

図表Ⅱ-1-2 <検査の標準的なフロー>



① 審査会による検査命令

審査会が、検査の実施を検査官に命令する。

② 重要事項の説明

検査官は、立入検査着手日までに、監査事務所の責任者に対して、検査の権限と目的、検査の実施方法、検査モニター制度や意見申出制度の概要、その他必要な事項の説明を行う。

③ 立入検査

原則として検査官が監査事務所に赴き、監査事務所の品質管理態勢及び個別監査業務の実施の状況を検査する。検査対象となる個別監査業務は、監査事務所の規模、検査基本計画の重点項目や被監査会社の監査リスク等を考慮して選定される。

検査は、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の役職員に対するヒアリングを通じて、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続の準拠の状況を検証する。

また、検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者から確認を得る。

④ 検査事項確認手続、意見申出制度

立入検査終了後、監査事務所に対し、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する監査事務所の認識を聴取することにより、意見相違となっている事項を確認する（検査事項確認手続）。

意見相違事項がある場合、監査事務所は、検査事項確認手続が終わった日から原則として3日の間に、書面にて意見の申出を行うことができる（意見申出制度）。

⑤ 検査モニター制度

審査会検査の実態を把握し、適切かつ効率性の高い検査の実施に役立てることを目的に、検査手法等に対する監査事務所の意見を受け付けている。

（６）検査結果の通知

① 検査結果通知書

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することで行われる。

現状の検査結果通知書の記載項目は図表Ⅱ－１－３のとおりである⁸。

図表Ⅱ－１－３＜検査結果通知書の記載項目＞

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">１．特に留意すべき事項２．検査の視点３．品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）における不備４．監査業務の実施（個別監査業務）における不備 |
|---|

「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。

② 総合評価の記載

監査事務所の業務運営に関する総合評価は、検査結果通知書では図表Ⅱ－１－４のとおり、「特に留意すべき事項」の冒頭に記載される。

図表Ⅱ－１－４＜特に留意すべき事項の例＞

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">１．特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、妥当でない点がある。

（１）業務管理態勢
 ・・・・・・・・（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）
（２）品質管理態勢
 ・・・・・・・・（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）
（３）個別監査業務
 ・・・・・・・・（監査業務上の不備事項等を記載） |
|--|

⁸ 機動的検査や大手監査法人に対するフォローアップ検査の場合は総合評価を行っておらず、この検査結果通知書とは異なる。

監査事務所の業務運営に関する総合評価は、監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えとともに、検査結果通知書を監査事務所から伝達される被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準についての理解に資することを目的にして、平成 28 事務年度に着手した検査から記載しているものである。

総合的な評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき、次の 5 段階に区分される。

1) 「概ね妥当である」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

2) 「妥当でない点がある」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

3) 「妥当でないもの」

業務運営が良好でないと認められる場合。例えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

4) 「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

5) 「著しく不当なもの」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

なお、5) と評価した監査事務所については金融庁長官に対して勧告を行う。

また、平成 28 事務年度及び平成 29 事務年度に着手した検査における総合評価の状況は、2. 審査、報告徴収及び検査の状況 (3) 検査の状況 ③総合評価の状況 (44 ページ) を参照のこと。

③ 検査結果等の取扱いについて

被検査先である監査事務所は、検査結果通知書の内容を第三者へ開示⁹する場合には、審査会の事前承諾を得る必要がある。

ただし、以下の場合には、事前承諾を要しないこととしている。

ア 協会の品質管理委員会規則に定める検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合

イ 被監査会社の監査役等に対して、次の内容を書面で伝達する場合¹⁰

- ・監査事務所の品質管理システムの整備運用等に関する指摘の有無及びその概要
- ・被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容

これは、協会の品質管理レビューの実効性に資することや、被監査会社の監査役及び取締役等が検査結果を活用し、監査事務所との連携が促進されることを考慮しているものである。その観点から、開示する場合には、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま監査役等へ伝達するよう、審査会は監査事務所に要請している。

⁹ 検査結果等の第三者への開示の詳細については、審査会ウェブサイトに掲載している。

¹⁰ 監基報において、監査事務所は、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に対して書面で伝達しなければならない旨定められている（監基報 260 第 15-2 項、A22-3 項）。

2. 審査、報告徴収及び検査の状況

(1) 審査の状況

平成 29 事務年度においては、協会が平成 29 年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した。審査結果の概要は以下のとおりである。

① 平成 29 年度品質管理レビューの状況

平成 29 年度品質管理レビューの実施状況及び結論の状況は以下のとおりである。
品質管理レビュー実施先 96 監査事務所のうち、平成 30 年 6 月 4 日時点で品質管理レビューが終了した 95 監査事務所の結論の状況は、限定事項のない結論 87 監査事務所、限定事項付き結論 7 監査事務所、否定的結論 1 監査事務所である。また、改善勧告事項がある先は 90 監査事務所（限定事項付き結論 7 監査事務所及び否定的結論 1 監査事務所を含む。）となっている（図表Ⅱ-2-1）。

図表Ⅱ-2-1 <平成 29 年度品質管理レビューの状況（単位：事務所数）>

区分	実施先	結論の状況			改善勧告事項の有無	
		限定事項のない結論	限定事項付き結論	否定的結論	有	無
監査法人	72	66	4	1	66	5
公認会計士	24	21	3	0	24	0
合計	96	87	7	1	90	5

（注 1）監査法人 72 事務所には共同事務所 4 事務所を含む。

（注 2）限定事項付き結論は、重要な不備が見受けられ、監査の基準等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念がある場合に表明される。

（注 3）否定的結論は、重要な不備が見受けられ、監査の基準等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、個別監査業務において極めて重要な準拠違反がある場合に表明される。

（注 4）限定事項のない結論が表明された場合であっても、改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては、改善勧告事項が通知される。

（注 5）レビュー実施先 96 事務所のうち、1 事務所については平成 30 年 6 月 4 日時点でレビュー中であることから、結論の状況及び改善勧告事項の有無には含まれていない。

② 平成 29 年度品質管理レビューの分析結果

審査においては、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているかに関して以下の検証及び分析を行った。

- ・平成 29 年度の品質管理レビューの方針、改善に向けた取組の確認及び各レビュー業務におけるその実施状況の検証
- ・監査事務所に対する品質管理レビューの結果として、結論における否定又は限定事項の有無、品質管理レビューにおいて指摘している不備の項目・内容等の分析

- ・品質管理レビューにおいて指摘している不備の内容や改善指導の状況を分析し、協会が監査事務所に対して有効な改善を促しているかを検証

上記の検証及び分析の結果、

- ・平成 29 年度品質管理レビューの実施においては、監査事務所の直近の品質管理の状況に応じて、レビュー日数やレビューアーの人数を弾力的に決定している事例やレビュー実施中の指摘状況に応じてレビュー期間を延長している事例等が前年度に比べて増加していること
- ・個別監査業務の指摘を単なる文書化の不備にとどめずに、不備の実態を踏まえ監査手続上の指摘とした上で品質管理態勢の不備とも結びつけている事例が増えていること

など、品質管理レビューの質の向上が図られている状況がみられた。

（２）報告徴収の状況

① 監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収

平成 29 事務年度においては、主に平成 28 年度品質管理レビュー実施先からレビュー結果の重要性等を考慮して選定した 51 事務所（準大手監査法人 4 法人、中小規模監査事務所 47 事務所）に対して経営方針、監査事務所の収益・財務構造、監査事務所の組織・人材、研修体制及び実施状況、グローバルネットワークに係る事項、グループ監査の実施状況等の項目について報告徴収を実施した。

② 検査結果通知後の報告徴収

平成 29 事務年度においては、平成 28 事務年度検査実施先のうち中小規模監査事務所 3 事務所に対して、検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。

③ ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を継続的に把握するための報告徴収

平成 29 事務年度においては、全ての大手監査法人に対して、業務管理態勢やガバナンス、国内グループ体制、グローバルネットワークとの連携等の経営管理態勢及びリスク情報の管理等品質管理態勢に関する事項について報告徴収を実施した（平成 29 年 7 月に一斉実施）。

(3) 検査の状況

① 検査の実施状況

監査事務所に対する検査の実施頻度は法人の規模により異なる。直近5年間の検査の実施状況は以下のとおりである（図表Ⅱ-2-2、Ⅱ-2-3）。

大手監査法人については、2年に一度検査（通常検査）を実施しており、平成28事務年度からは、通常検査の次事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査を実施している。

準大手監査法人については、原則として3年に一度検査を実施している。

中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を検討し、必要に応じて検査を実施している。なお、平成25年度及び平成26年度については、検証範囲を限定した機動的な検査も実施していたため件数が多くなっている。

図表Ⅱ-2-2 <直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

年度/事務年度	H25	H26	H27	H28 (注1、2)	H29 (注2)
大手監査法人	2	2	2	4(2)	4(2)
準大手監査法人	2	1	1	2	2
中小規模監査事務所	9	11	6	5	3
外国監査法人(注3)	0	1	0	1	0
合計	13	15	9	12(2)	9(2)

(注1) 平成28年7月から事務年度に変更。なお、平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月から6月までの実績も含んでいる。

(注2) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

(注3) 外国監査法人については、Ⅲ. 監査事務所の運営状況 9. 外国監査法人等関係（90ページ）を参照のこと。

図表Ⅱ-2-3 <検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
検査件数（件）	9	8	22
平均検査官数（人）	9.1	6.8	4.7
平均検査期間（日）	152.1	112.0	98.5
平均個別監査業務選定数（社）	8.1	5.3	2.9

(注1) 平成25年度～29事務年度の5年間に実施した検査が対象。フォローアップ検査及び金融庁長官に勧告した案件を除く。

(注2) 検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了する。

② 不備の状況

ア 品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴

平成 28 事務年度以降の審査会検査の結果をみると、大手監査法人では、品質管理の改善に向けて品質管理部門と事業部門の連携強化等組織的に対応している状況がみられるものの、業務執行社員の関与状況等監査現場のリスクの把握と対応が不十分な事例がみられる。

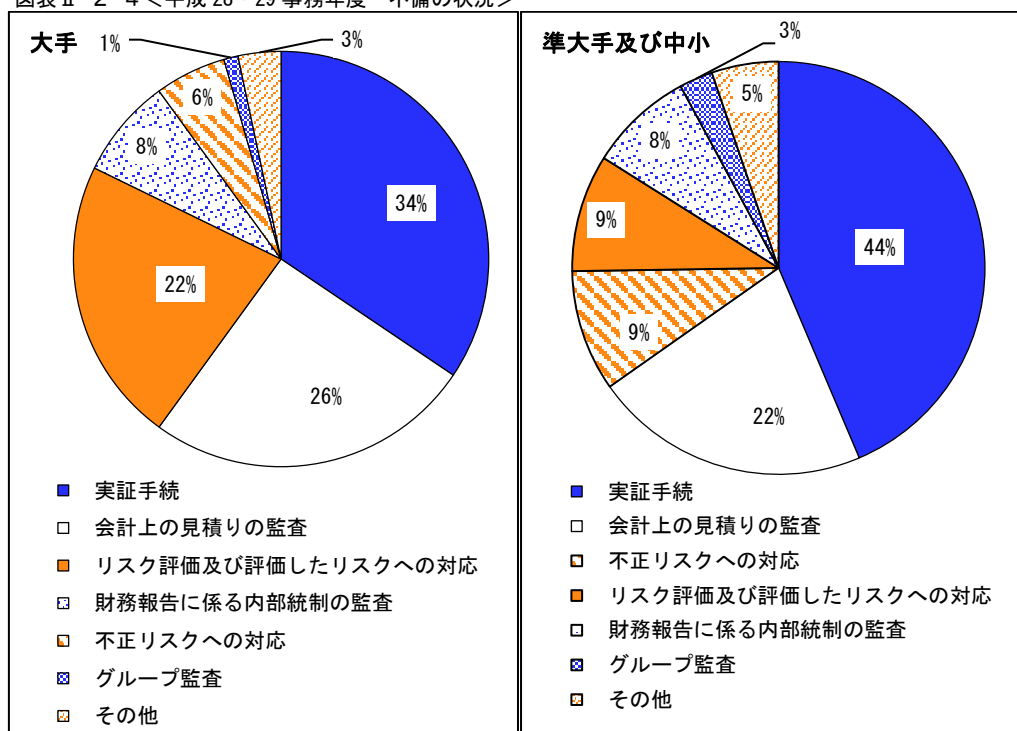
準大手監査法人では、組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、品質管理を担う社員等が限られているために十分な運営・管理ができていない事例がみられる。

中小規模監査事務所では、一部の事務所において、業務の内容や規模の拡大を先行し、適切な品質管理態勢が構築できていない事例や、代表者や品質管理責任者において品質管理に対する認識が十分でない事例がみられる。

イ 個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴

平成 28 事務年度及び平成 29 事務年度の個別監査業務の検証を通じて把握した不備の内容は、監基報の体系に準じた項目で分類すると以下のとおりである（図表Ⅱ-2-4）。

図表Ⅱ-2-4 <平成 28・29 事務年度 不備の状況>



(注) 大手監査法人 4 法人、準大手監査法人 4 法人、中小規模監査事務所 9 事務所（平成 27 年度に検査着手し、平成 28 事務年度に検査結果を通知した 1 事務所を含む）の指摘の分類による。

大手監査法人においては、実証手続及び会計上の見積りの監査に関する不備が、全体の６割となっている。次いで、監査計画段階の不備であるリスク評価及び評価したリスクへの対応に関する不備が２割となっている。

準大手監査法人及び中小規模監査事務所においては、実証手続が不備の半数を占め、会計上の見積りの監査に関する不備と合わせて、全体の７割となっている。また、大手監査法人と比べて、不正リスクへの対応に関する不備が多くみられる。

検査では、把握した不備の原因についても、検査対象先である監査事務所との対話を通じて分析、共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査において把握した不備の事例やその原因は、監査事務所検査結果事例集を参照されたい。

③ 総合評価の状況

平成 28 事務年度及び平成 29 事務年度に着手した通常検査における総合評価の状況は以下のとおりである（図表Ⅱ-2-5）。

総合評価のうち最上位の区分である「概ね妥当である」とした法人はなく、監査事務所の品質管理の状況に応じて、「妥当でない点がある」以下の区分を付している。

中小規模監査事務所においては、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の低い法人が多いが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理態勢を早急に確認する必要がある監査事務所を選定しているためである。総合評価の低い中小規模監査事務所においては、最近の監査及び会計を巡る環境変化の認識や現行の監査の基準が求める水準の理解が不足している状況がみられる。

図表Ⅱ-2-5 ＜平成 28・29 事務年度検査（着手日ベース）における総合評価の状況（単位：事務所）＞

区分	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	-	-
妥当でない点がある	6	3
妥当でないもの	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	-	1
著しく不当なもの	-	2

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

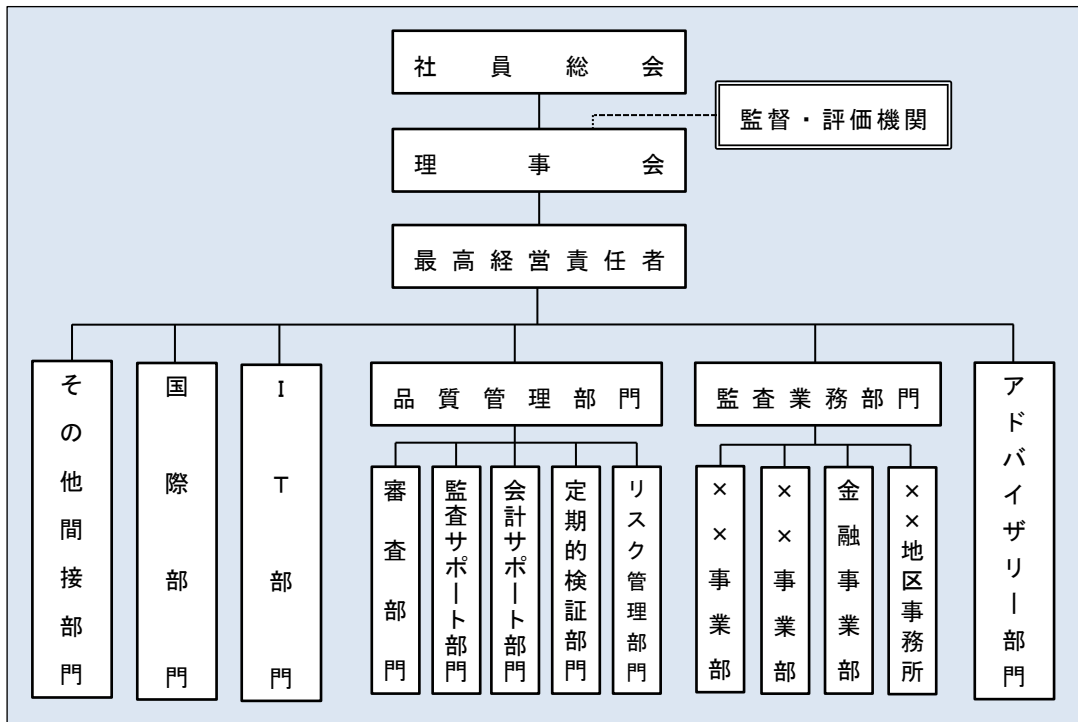
1. 業務管理態勢と監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢

(1) 監査法人の組織体制

監査法人の組織体制における規模別の特徴は以下のとおりである。

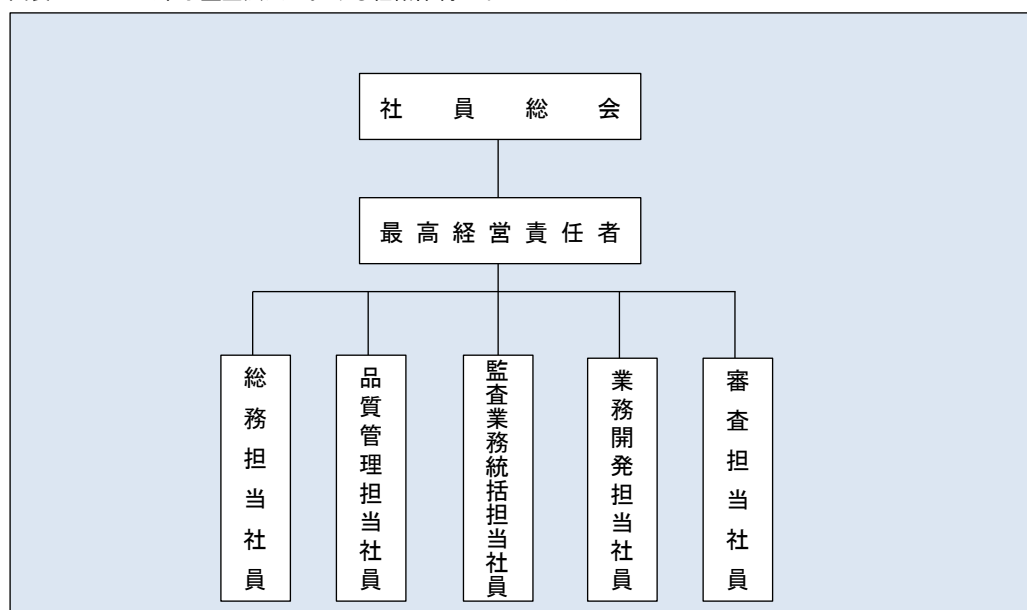
大手監査法人及び準大手監査法人は、最高意思決定機関である社員総会の下に理事会等を設置し、重要な意思決定を行い、法人業務を運営している。また、業務運営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機関（監督・評価機関）を設置している。さらに、監査業務部門を地域又は業務内容に応じた複数の部門に分け、監査業務をサポートする品質管理部門等を設置するなど、中小監査法人と比べ、より組織的な体制を整備している（図表Ⅲ-1-1）。

図表Ⅲ-1-1 <大手監査法人及び準大手監査法人における組織体制のイメージ>



一方、中小監査法人は、人員数が小規模であることから、社員総会で直接意思決定を行っており、監査業務部門を細分化していないことが多い。品質管理についても部門は設けず担当者を任命するなどにより対応しており、大手監査法人と比べ属人的な体制となっている（図表Ⅲ-1-2）。

図表Ⅲ-1-2 <中小監査法人における組織体制のイメージ>



監査法人のガバナンス・コードの公表を受け、平成 30 年 6 月末時点で、大手監査法人及び準大手監査法人の全てと、中小監査法人のうち 8 法人が監査法人のガバナンス・コードの採用を表明している¹¹。大手監査法人では、以前から設置していた監督・評価機関を公益性の観点や独立第三者の知見を採り入れて強化する取組を行っている。準大手監査法人では、監査法人のガバナンス・コード公表を機に、独立第三者を構成員に含む監督・評価機関を新設するなどの取組を行っている。大手監査法人及び準大手監査法人における具体的な取組の詳細は後段の（２）監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢の状況（50 ページ）を参照のこと。

¹¹ 協会ウェブサイト（平成 30 年 6 月末現在）

検査等で把握した監査法人の規模別の特徴は以下のとおりである（図表Ⅲ-1-3）。

図表Ⅲ-1-3＜監査法人の規模別の特徴＞

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100人強～600人強	20人強～100人弱	～30人弱
常勤職員数	約2,500人～6,200人	約100人～600人	～約50人
意思決定機関	・ 最高意思決定機関は社員総会 ・ その下に理事会や経営会議等の機関を設置	・ 最高意思決定機関は社員総会 ・ その下に理事会等の機関を設置	・ 社員（総）会で多くの意思決定を行う ・ 社員数が多い法人はその下に理事会等の機関を設置
監督・評価機関	・ 「指名（経営執行責任者を含む役職者の選任等）」、「報酬（役職者の評価、報酬の決定等）」及び「監査（会計及び業務監査等）」の小委員会を設置 ・ 公益の観点から監視する独立機関を別途設置するケースもある	・ 監事や監視委員会に加えて、独立第三者による独立機関を別途設置	・ 監督・評価機関を設置せず、社員間で相互牽制を行う例が多い ・ 一部の法人で監督・評価機関を設置
業務運営機関の整備状況	・ 複数の監査事業部を設置するほか、地区事務所を含めた運営を行う ・ 金融専門の部門を設置 ・ 品質管理やリスク管理等の担当部門を設置	・ 複数の監査部門を設置 ・ 品質管理の担当部門を設置	・ 組織を設けず主要業務を担当する社員を任命する例が多い ・ 規模が大きい法人は、準大手監査法人に準じた部門を設置
事務所数	・ 三大都市（東京特別区、大阪市及び名古屋市）に加え、全国規模で地方事務所を設置している例が多い	・ 主たる事務所に加え、三大都市に事務所を設置している例が多い	・ 主たる事務所のための例が多い
品質管理部門の整備状況	・ 品質管理部門の下に、監査マニュアルの見直しや周知、会計処理の相談、IFRSや米国会計基準の相談、審査、定期的な検証等の担当部門を設置 ・ 監査契約や独立性、監査リスクのモニタリング等のリスク管理を行う部門を設置 ・ 監査業務部門に品質管理の機能を持たせる例も多い	・ 品質管理部門の下に、大手に準じた部門等を設置 ・ 審査部門を設置している法人もある	・ 組織を設けず品質管理担当の社員を任命する例が多い ・ 代表者が品質管理担当を兼務する例もある

（２）監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢の状況

監査法人のガバナンス・コードは、大手上場国内会社等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されている。「コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する。）」の手法が採用され、５つの原則に関して、形式的に適用することよりも、大手監査法人をはじめとする各監査法人がそれぞれの特性等を踏まえて自律的に対応することが求められている。

図表Ⅲ-１-４＜監査法人のガバナンス・コードの５つの原則＞

- | | |
|-----|---------------|
| 原則１ | 監査法人が果たすべき役割 |
| 原則２ | 組織体制（経営機能） |
| 原則３ | 組織体制（監督・評価機能） |
| 原則４ | 業務運営 |
| 原則５ | 透明性の確保 |

大手監査法人等において、監査法人のガバナンス・コードの公表を機に見直しが行われた主なものとして、①監督・評価機能における独立第三者の知見の十分な活用（原則３）と、②監査品質向上に向けた取組についての資本市場参加者等との積極的な意見交換（原則５）がある。以下で、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築された態勢の状況を分析する。

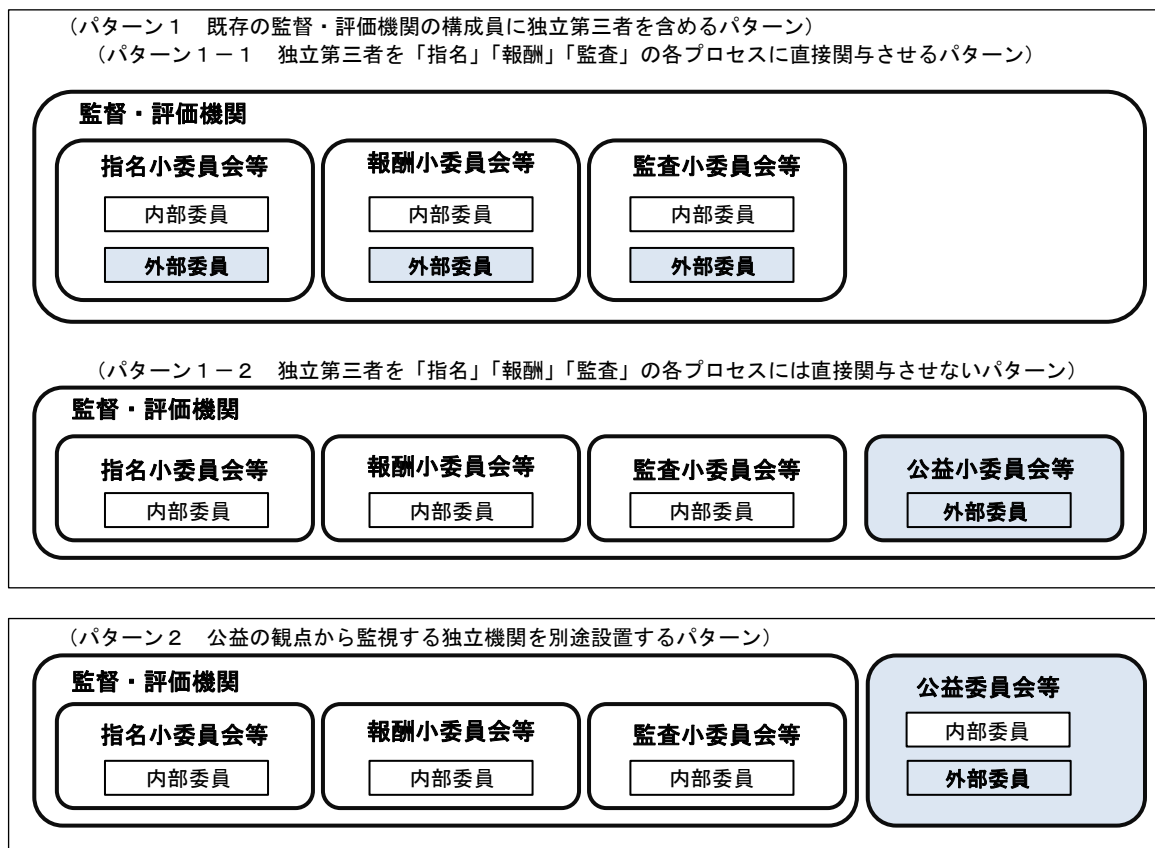
① 監督・評価機能における独立第三者の知見の十分な活用に向けた取組

ア 大手監査法人における監督・評価機能の強化

監査法人のガバナンス・コードを採用した大手監査法人においては、監督・評価機関に公益性の観点や独立第三者の知見を採り入れて強化する取組として、既存の監督・評価機関の構成員に独立第三者を外部委員として含めるパターン（パターン１）と、公益の観点から監視する公益委員会等の独立機関を別途設置するパターン（パターン２）がある。

また、パターン１の中には、独立第三者を外部委員として「指名」「報酬」「監査」の小委員会等の各プロセスに直接関与させるパターン（パターン１－１）と、各プロセスには直接関与させず、外部委員により構成される独立の小委員会を設置するパターン（パターン１－２）がある（図表Ⅲ－１－５）。

図表Ⅲ-1-5 <大手監査法人における監督・評価機能の強化>



イ 大手監査法人における独立第三者の知見の十分な活用に向けた取組

アにおいて記載した、公益性の観点や独立第三者の知見を採り入れる取組では、重要な意思決定、業務運営の状況等、監査法人の状況について独立第三者に十分な情報提供を行い、独立第三者からの意見を適時に受けることが重要となる。

既存の監督・評価機関の構成員に独立第三者を含めたパターン（上記図表Ⅲ-1-5のパターン1）では、当該監督・評価機関等の会議へ独立第三者が参加することを通じて独立第三者へ情報提供を行い、独立第三者からの意見を受けている。一方、独立機関を別途設置しているパターン（上記図表Ⅲ-1-5のパターン2）では、内部委員等を通じて独立第三者へ情報提供を行い、独立第三者からの意見を受けるほか、別途最高経営責任者等と定期的に意見交換を行うための機会を設けている。独立第三者への情報提供が内部委員や最高経営責任者等を通じたものだけになる場合には、独立第三者への情報提供が監査法人内部の者の視点から重要又は必要と考えるものに限定される可能性がある。

ウ 独立第三者の経験・専門性

監督・評価機関の構成員に含める独立第三者については、各監査法人の規模やガバナンス体制、組織の課題をもとに、期待される知見や経験を持つ者を選任する必要がある。大手監査法人及び準大手監査法人においては、一般事業会社の経営経験を持つ者の比率が高い（図表Ⅲ-1-6）。

図表Ⅲ-1-6 <独立第三者の経験・専門性（単位：人）>

	一般事業会社 の経営経験者	学識 経験者	弁護士等 法曹関係者	省庁等 出身者	その他
大手監査法人	7	1	1	3	1
準大手監査法人	4	1	2	2	2

（注）平成 29 年事務年度の検査及び各監査法人の公表資料より審査会が作成した。

② 監査品質向上に向けた取組についての資本市場参加者等との積極的な意見交換

ア 大手監査法人における取組

大手監査法人においては、これまでも被監査会社の最高財務責任者（CF0）や監査役等との間では、監査チーム以外の者による、監査品質に係るサーベイの実施や対話の機会を設ける等の取組を行ってきている。監査法人のガバナンス・コードの公表を受けて、機関投資家やアナリストを対象とした意見交換会を開催するなど、より広い範囲の資本市場参加者等との対話の機会を設ける取組を始めている。

イ 準大手監査法人における状況

準大手監査法人においては、単独で意見交換会等を開催するのではなく、協会や取引所が開催する投資家向け討論会の場を利用する等を検討している例がみられる。

(3) 監査法人の構成員の状況

① 社員・常勤職員の状況

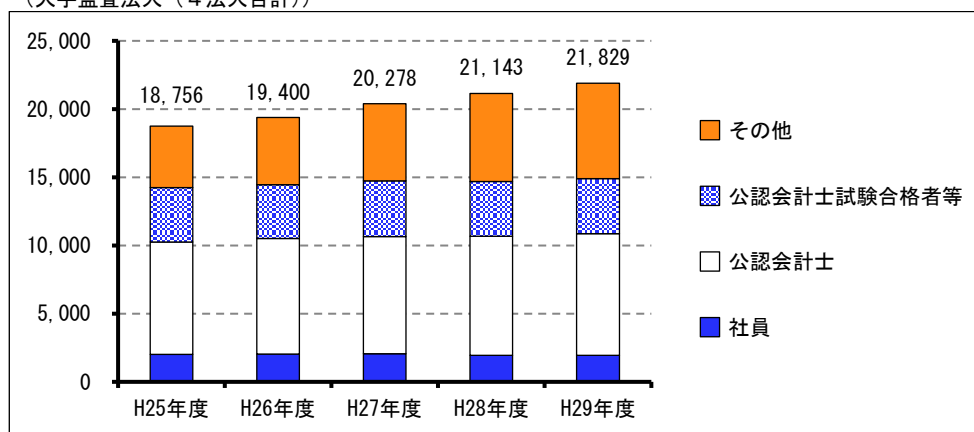
社員・常勤職員数の推移を監査法人の規模別にみると、大手監査法人及び準大手監査法人では平成 26 年度以降増加している一方、中小監査法人では減少傾向にある。

人員構成別にみると、大手監査法人及び準大手監査法人は、公認会計士（試験合格者を含む）以外の人員を増加させている。平成 29 年度における総人員数に占める公認会計士以外の人員の割合は、大手監査法人では 32%、準大手監査法人では 25% となっており、それぞれ平成 25 年度の 24%、20% と比べ上昇している。一方、中小監査法人においては、公認会計士試験合格者等の人員数が大きく減少している。（図表Ⅲ-1-7）。

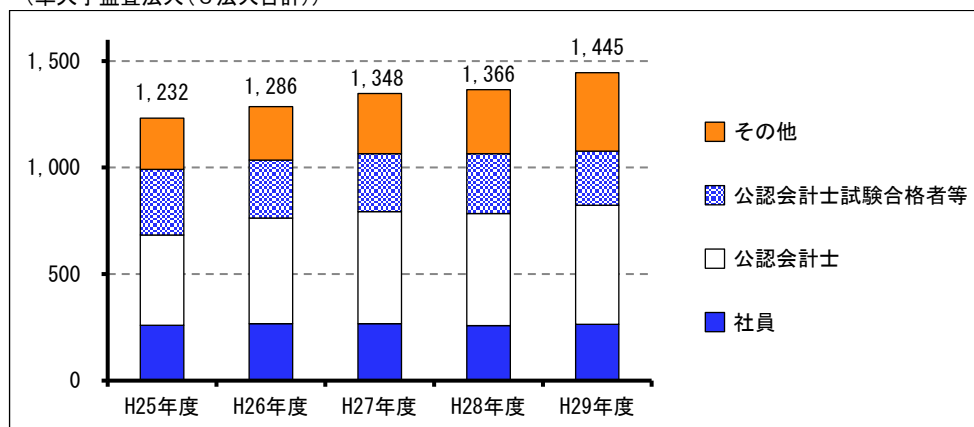
大手監査法人及び準大手監査法人は、被監査会社の IT 化の進展への対応や業務の効率化、人手不足の緩和や公認会計士を判断業務へより注力させることを目的に、公認会計士以外の人員を増加させている。これらの人員は、被監査会社の IT 領域に関する監査の実施や監査チームが実施する IT を活用した監査手続のサポート等を行う IT 専門家や、残高確認状の発送及び受取、各種報告書類の準備、データの整理等の監査補助業務を行う監査アシスタント等により構成されている。

大手監査法人の中には、監査アシスタントの業務内容及び業務手順、能力開発並びに担当業務の割当て等を一元的に管理する専門部署を設置することにより、より効率的な運用を行っている例もある。

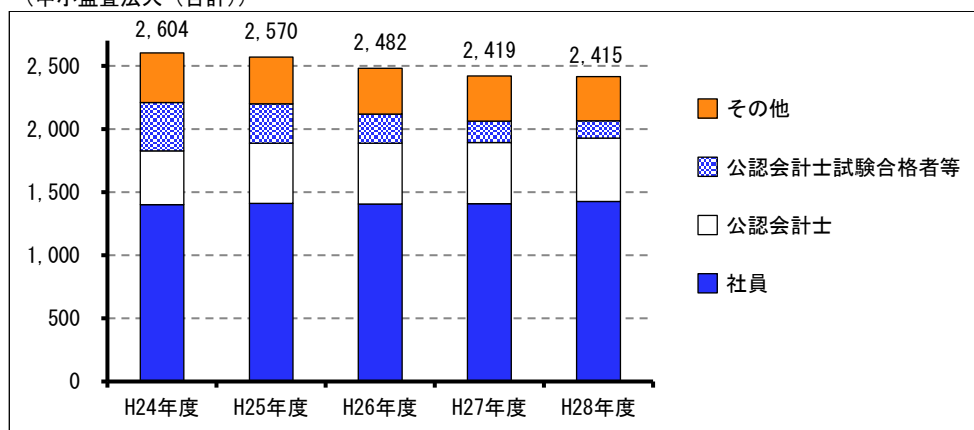
図表Ⅲ-1-7＜社員・常勤職員の人員数の推移（単位：人）＞
（大手監査法人（4 法人合計））



(準大手監査法人(6法人合計))



(中小監査法人(合計))



(注) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、各年度内における各監査法人の決算期末日の人数を集計している。なお、大手監査法人と準大手監査法人は平成 29 年度まで、中小監査法人は平成 28 年度まで集計している。

② 社員の兼業

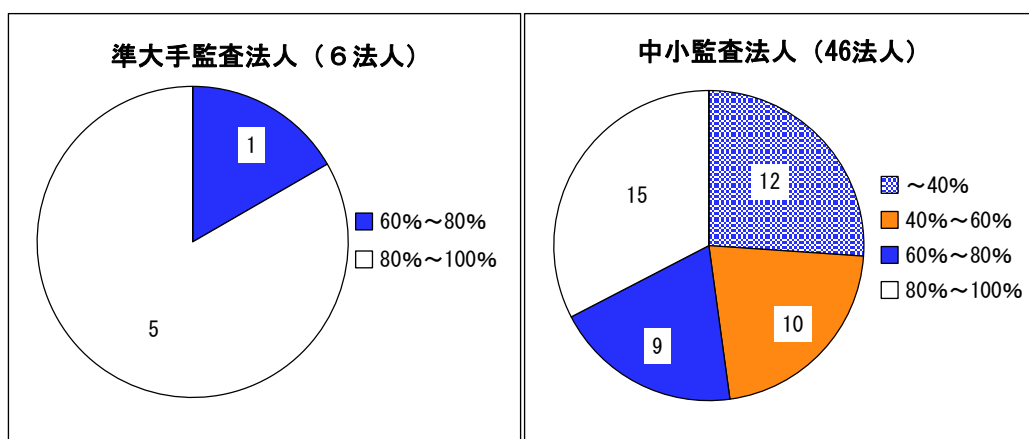
大手監査法人は、社員に対して税理士事務所等、個人事務所等との兼業を原則として認めていない。

準大手監査法人についても、大手監査法人と同様に社員の兼業を原則として認めていない法人が多いが、一部には兼業者の割合が9割を超えている法人もある。

中小監査法人では、社員加入時にすでに個人で税理士事務所を営んでいるケースが多いことから、ほとんどの監査事務所で兼業を認めている（図表Ⅲ-1-8）。

なお、中小監査法人の中でも比較的規模の大きい法人では、兼業割合が低い傾向にある。

図表Ⅲ-1-8 <社員が監査法人業務に従事した時間割合別の法人数（単位：法人）>



（注）平成 29 事務年度の検査及び報告徴収における社員の自己申告に基づき、審査会作成。

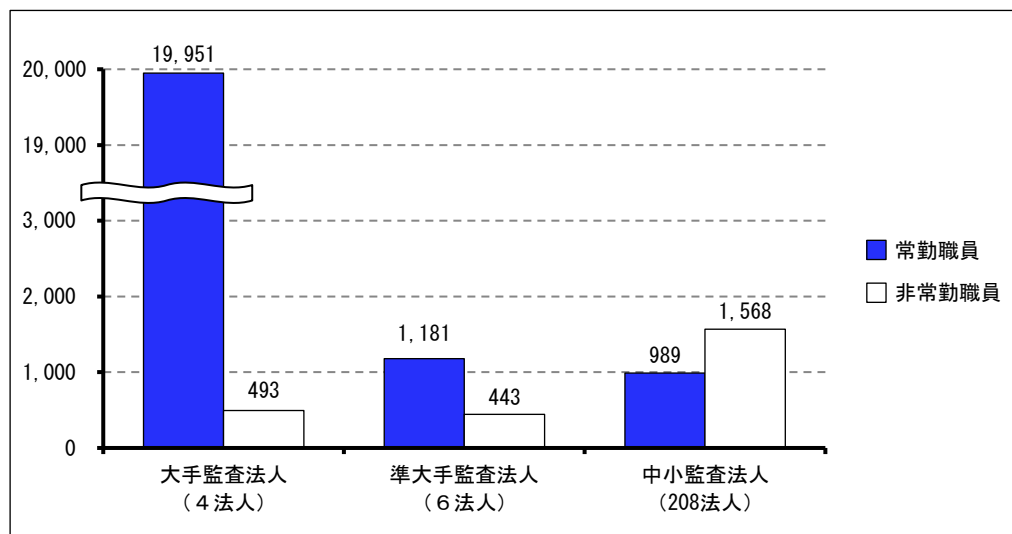
③ 非常勤職員

大手監査法人において、職員に占める非常勤職員の割合は極めて低い。

準大手監査法人において、職員に占める非常勤職員の割合は6法人合計では3割弱であるが、法人により差があり、同割合が6割を超えている法人もある。

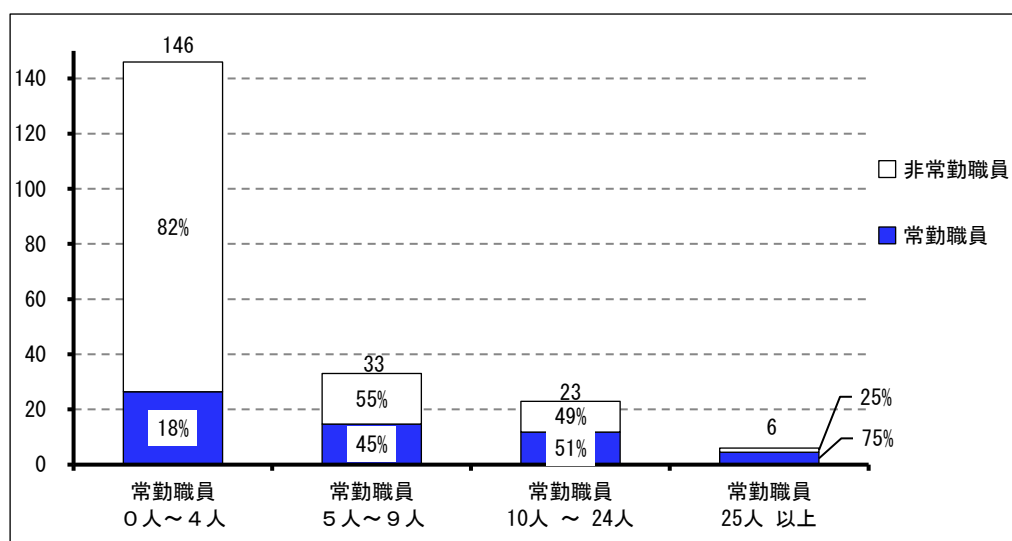
中小監査法人において、職員に占める非常勤職員の割合は208法人合計で6割を超えており、業務運営上の必要な監査補助者を非常勤職員に依拠している状況がみられる（図表Ⅲ-1-9）。特に、法人数で中小監査法人全体の7割を占める常勤職員4人以下の法人においては、非常勤職員の割合は8割を超えている（図表Ⅲ-1-10）。

図表Ⅲ-1-9 <常勤職員、非常勤職員の人員数（単位：人）>



（注）大手監査法人と準大手監査法人は平成 29 年度、中小監査法人は平成 28 年度を集計している。

図表Ⅲ-1-10 <中小監査法人 - 規模別の職員構成割合（単位：法人）>



（注）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、208 法人を常勤職員数で区分し、職員数を合計した上で、常勤・非常勤職員の構成割合を算出した。

■働き方改革への取組■

生産年齢人口の減少や働き手のニーズの多様化といった状況の中、生産性を向上させるとともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作るという課題に対し、働き手の置かれた個々の事情に応じ多様な働き方を選択できる社会を実現するため、働き方改革への取組が社会全体で推進されている。

監査事務所においても、人員不足や過重労働が問題となっており、これらを解消し、公認会計士の考える時間、判断する時間を十分に確保するため、大手監査法人を中心に働き方改革に取り組んでいる。

<大手監査法人における働き方改革への取組事例>

- ・ 時間外勤務の発生実績及び今後の発生予定に対する適時のモニタリング及び解消策の組織的な検討
- ・ 電子監査調書を含むネットワークへのアクセス時間の制限
- ・ 在宅勤務の適用範囲の拡大
- ・ 変形労働制や複線型勤務の導入、年次有給休暇取得の促進
- ・ 監査チームと品質管理本部等とのコミュニケーション促進による更なる監査品質と効率性の向上
- ・ 構成員の意識改革のためのトップメッセージの発信

(4) 監査業務を実施する組織体制

監査業務を実施するのは個々の監査チームであり、監査業務の品質水準の向上のためには、監査チームが適切に職業的懐疑心¹²を発揮し、適切なリスク評価と監査手続を実施することが必要である。そのため、審査会では、個別監査業務の検査を通じて監査チームの状況を把握するとともに、その他のモニタリング活動を通じて監査業務の実施の状況の把握に努めている。

ここでは、モニタリング活動により把握した監査チームの状況について記載する。

監査チームは、通常、監査責任者である業務執行社員、監査補助者である公認会計士及びその他の補助者から構成され、その他の補助者には公認会計士試験合格者等、監査アシスタント（公認会計士の資格に関連する資格を有さない職員）が含まれる。この他に、被監査会社の事業活動が複雑又は大規模である場合には、内部専門家（IT 専門家、税務専門家等）が監査チームに加わることもある。大手監査法人における監査チームの職階別の事例は、図表Ⅲ-1-11 のとおりである。

図表Ⅲ-1-11＜大手監査法人における監査チームの役割の事例＞

		職階	主な役割
監査責任者 3 名		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士 A	マネージャー	監査チームの統括、財務諸表監査業務の統括
	公認会計士 B	マネージャー	内部統制監査業務の統括
	公認会計士 C	マネージャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士 29 名	シニア	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 （公認会計士試験合格者等）31 名	スタッフ	内部統制の整備運用評価手続、全般的な監査手続
	その他の監査補助者 （監査アシスタント）7 名	アシスタント	データ分析、事務的な証憑突合等重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送及び受取、監査調書の管理
	内部専門家 14 名（注2）	パートナー、マネージャー、シニア等	被監査会社の IT 統制の評価、法人税及び間接税の処理の検証、不動産評価の妥当性の検証

（注1）被監査会社の連結売上高約 1.5 兆円、監査時間約 18,000 時間の監査チームの事例をもとに審査会で作成。

（注2）内部専門家は必要に応じて監査チームに配置される。

¹² 誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢。

平成 29 年度の有価証券報告書より、4,096 社の監査チームの人数を集計したところ、監査責任者の人数は、連結売上高が 5,000 億円を超える会社では 3 名以上の体制が 7 割を超えているのに対し、連結売上高が 5,000 億円以下の会社の大部分では 2 名体制である。これに対し、監査補助者の人数は被監査会社の売上高に応じて増加する傾向にある。

検査を通して把握した監査チームの構成の一般的な特徴は以下のとおりである。

大手監査法人では、監査責任者の指導・監督のもと、高リスクの監査領域は経験の長い公認会計士等の監査補助者が担当し、低リスクの監査領域は公認会計士試験合格者等を中心に担当する構造となっている。監査アシスタントは残高確認状の発送等の事務作業を通じ監査業務を補助している。

一方、準大手監査法人及び中小監査法人では、監査チームの人員が限られていることから、監査責任者が監査手続を実施するなど、大手監査法人と比べ監査責任者の負担が重くなる傾向がみられる（図表Ⅲ-1-12）。

図表Ⅲ-1-12＜監査法人規模別の一般的な監査チームの構成と主な役割＞

		大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
監査責任者		- 重要な監査領域の決定と監査リスクの評価 - 監査補助者が実施した監査手続の査閲 - 経営者、監査役等とのコミュニケーション	- 重要な監査領域の決定と監査リスクの評価 - 監査補助者が実施した監査手続の査閲 - 重要な監査領域の監査手続の実施 - 経営者、監査役等とのコミュニケーション	- 重要な監査領域の決定、監査リスクの評価及び監査計画の立案 - 監査補助者が実施した監査手続の査閲 - 監査手続の実施 - 経営者、監査役等とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士	- 監査計画の立案 - 重要な監査領域の監査手続の実施 - その他の補助者が実施した監査手続の査閲	- 監査計画の立案 - 監査手続の実施 - その他の補助者が実施した監査手続の査閲	- 監査手続の実施 - その他の補助者が実施した監査手続の査閲
	公認会計士試験合格者等	監査手続の実施	監査手続の実施	- 監査手続の実施 - 小規模な法人では採用していない法人が多い
	監査アシスタント	- データ分析 - 残高確認状の発送及び受取、監査調書の整理	- データ分析 - 残高確認状の発送及び受取、監査調書の整理	採用していない法人が多い

（５）監査業務をサポートする組織体制

被監査会社の規模が拡大し、国際化が進展するなか、監査チームが適切な監査を実施するためには、専門知識の提供等監査事務所が監査チームをサポートする必要がある。

そのため、審査会のモニタリングでは、個別監査業務の実施状況のみならず、監査事務所が整備した業務の適正性を担保するための措置（監査業務をサポートする態勢）が監査事務所の規模や特性に応じたものになっているかを重視している。

ここでは、モニタリング活動を通じて把握した監査業務をサポートする態勢の概要を説明するとともに、監査上のリスクを把握する態勢について、主に大手監査法人の事例を紹介する。

① サポート態勢の概要

大手監査法人では、業務の適正性を担保するために、リスク管理部門、定期的検証部門、会計サポート部門、監査サポート部門、審査部門、IT 部門、国際部門等を設置している（図表Ⅲ-1-13。なお、審査、定期的な検証の状況は、5. 監査業務に係る審査の状況（77 ページ）及び 6. 品質管理のシステムの監視（78 ページ）を参照のこと）。

報告徴収及び検査によれば、大手監査法人では品質管理部門に平均で 100 名以上の専任者を配置しており、監査業務部門の品質管理担当者と連携して業務を行っている。

なお、準大手監査法人では、規模は小さいものの、大手監査法人と同様に品質管理部門を設置している事例が多い。中小監査法人では、品質管理部門を設置せず担当責任者を任命している、又は、代表者が品質管理責任者を兼務している事例がみられる。

図表Ⅲ-1-13＜大手監査法人におけるサポート態勢の事例＞

サポート部門		役割
品質管理部門	リスク管理部門	独立性、監査契約の締結等の承認、不正リスクへの対応等
	定期的検証部門	日常的監視・定期的な検証
	会計サポート部門	会計基準・会計処理に関する専門的な問合せ対応等
	監査サポート部門	監査基準・マニュアルの対応、監査手続に関する専門的な問い合わせ対応等
	審査部門	審査担当者による審査を採用している場合でも、重要性又はリスクの高い個別の検討事項について、より上位の審査を実施
IT 部門		被監査会社の IT 領域に関する監査の実施、監査チームが実施する IT を活用した監査手続のサポート等
国際部門		海外現地情報の収集・提供、ネットワーク・ファームとの連携の支援等

② リスク情報の管理

監査事務所は、リスクの高い監査業務や不正リスクに対応するため、リスク情報を横断的に管理する態勢を整備・運用している。

具体的には、大手監査法人では下表のような対応をしている事例がみられる（図表Ⅲ-1-14）。

図表Ⅲ-1-14＜大手監査法人におけるリスク情報の管理態勢＞

〔リスク管理部門の対応〕

- ・ 過去の不正事例をデータベース化して監査法人内に情報共有
- ・ 期中の情報収集を通じてリスクの高い監査業務を選別し、監査チームのモニタリングやサポートを実施
- ・ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、監査法人内外から専門的な見解を得るための体制の整備、及び上位の審査の実施
- ・ 監査法人内部又はグループ会社に不正調査の専門チームを設置
- ・ 監査法人内部又は外部からの通報の窓口を設け、内部通報制度及びホットラインを整備・運用

〔監査チームの対応〕

- ・ データ分析ツールを利用した不正リスクへの対応
- ・ 不正リスクへの対応や高リスクの検討事項について品質管理に関連する部門への専門的な見解の問合せ、上位の審査の受審

（６）監査法人グループの状況

① グループの体制

大手監査法人や準大手監査法人の多くは、共通のブランドを使用し、相互に連携して業務を行う監査法人グループをそれぞれ形成している。一般に、監査法人グループには、監査法人のほか、財務デューディリジェンス¹³や企業価値評価、不正調査等を行うコンサルティング会社、M&Aにおける財務アドバイザー等を行うアドバイザー会社、税理士法人等が含まれる。各監査法人の公表資料によれば、大手監査法人グループに含まれる平均の法人数は13法人程度、準大手監査法人グループは6法人程度となっている。

グループの体制としては、グローバルブランドの管理等を目的とした統括合同会社を設立し、各グループ法人を監査法人と同列にしている事例が多いが、監査法人がグループ法人（税理士法人、弁護士法人を除く。）に直接出資し子会社としている事例もある。

グループ運営は、グループに属する主要な法人の代表者等をメンバーとする会議体を設けた上で、グループ法人間の利害調整や、グループの共同事業を議論する体制を整備しているケースが多い。

② グループの業務収入

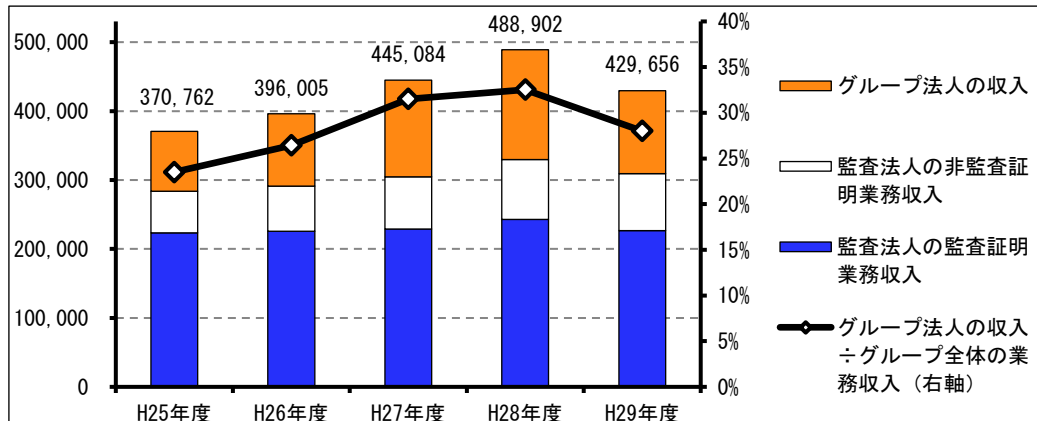
監査法人グループ全体の業務収入¹⁴における監査法人以外のグループ法人分の割合の推移をみると、大手監査法人グループでは、平成28年度までは、グループ法人の業務収入が大きく増加していたことに伴い、グループ全体に占める割合も上昇傾向にあった。平成29年度においては、1法人グループが決算期を変更したため単純に比較することは難しいが、グループ法人の収入のグループ全体に占める割合は低下に転じており、3割程度となっている。また、グループ全体の業務収入に占める非監査証明業務収入（グループ法人収入及び監査法人の非監査証明業務収入）の割合についても同様の傾向であり、平成29年度においては5割弱となっている。

一方、準大手監査法人グループでは、監査法人以外のグループ法人分の占める割合は低く、金額も大きく変動していないなど、大手監査法人と比べグループの収益構造に大きな違いがみられる（図表Ⅲ-1-15）。

¹³ 買収候補先企業等の資産調査。

¹⁴ 税理士法人及び弁護士法人の業務収入を除く。

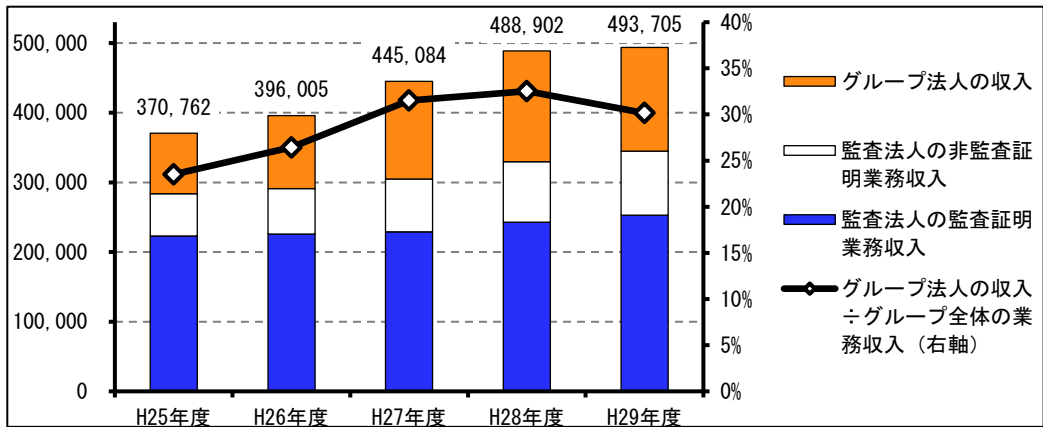
図表Ⅲ-1-15<監査法人グループの業務収入及びグループ法人分の割合の推移（左軸 単位：百万円）>
（大手監査法人（4法人合計））



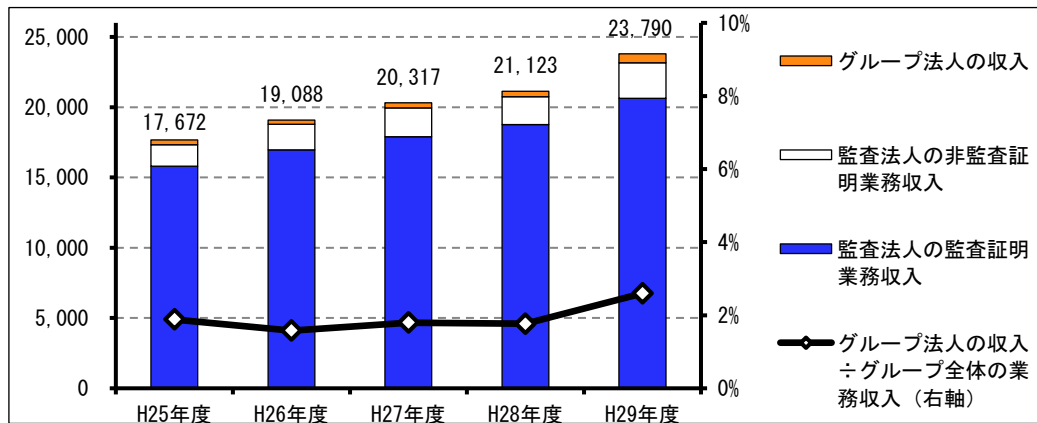
（注1） 監査法人グループの業務収入には、税理士法人及び弁護士法人の業務収入は含めていない。

（注2） 平成29年度において1法人グループが決算期を変更しており、当該法人グループの平成29年度の業務収入は8か月分となっている。

（参考） 決算期を変更した法人グループの8か月の業務収入が同水準で1年間発生したと仮定した場合（12か月/8か月を乗じた場合）、推移は以下のように推定される。



（準大手監査法人（6法人合計））



（注） 各年度における各監査法人グループの業務収入を集計している。

2. 監査実施者の教育・訓練・評価

監査品質の維持・向上のためには、監査事務所が監査実施者に対して必要な専門知識を習得する機会を提供するとともに、監査実施者に対して適切な評価を行うことが必要である。特に、会計不正を見抜く適切な職業的懐疑心を発揮する人材を育成し、評価することが重要である。そのため、人材の採用・育成・配置、及び社員等の評価・報酬決定等を経営管理に関する重点検証事項と位置付けた上で、検査を含めたモニタリング活動においてその状況を検証している。

ここでは、モニタリング活動を通じて把握した、監査実施者（責任者を含む。）に対する人材育成の取組、教育・訓練及び評価の状況を説明する。

（１）人材育成の取組の状況

大手監査法人及び準大手監査法人においては、監査環境の変化、監査手法の深化、複雑化に対応するため、中長期的な人材育成方針を定め、教育・訓練を行うとともに、多様な業務機会を提供するなどの人材育成施策に取り組んでいる（図表Ⅲ-2-1）。

図表Ⅲ-2-1 <大手監査法人及び準大手監査法人における業務機会の事例>

- ・ 職員の業務ローテーション、地域事務所を含む部門間異動の実施
- ・ アドバイザリー業務等監査証明以外の業務、品質管理業務への関与
- ・ ネットワーク・ファームへの駐在
- ・ 国内グループ法人、協会等関係団体、事業会社等の監査法人外部への出向

（２）監査実施者の教育・訓練の状況

監査事務所は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施することを達成するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するための方針及び手続を定めなければならない（品基報第28項）。

これを受け、監査事務所は、その規模に応じた監査実施者に対する教育・訓練の体制を整備している（図表Ⅲ-2-2）。

図表Ⅲ-2-2 <教育・訓練の体制に関する事例>

大手監査法人・ 準大手監査法人	・ 人事部門等に研修実施の専門部署を設置、年次別や職階別の研修体系の整備・運用 ・ 会計・監査基準のアップデート、監査ツールの利用、不正リスク対応、定期的な検証や審査会検査・協会レビュー等の結果、外国の会計基準等、監査実施にわたる一連の研修の実施 ・ 研修の定着度を測るための試験の実施 ・ 語学関連資格の取得補助及び国内外での語学研修の実施
中小規模監査事務所	・ 監査実施者は、協会の本部や地域会が開催する研修に出席する、あるいは、法人が協会研修の DVD 視聴等の機会を提供することが多い。 ・ 定期的な検証や審査会検査・協会レビュー等の結果に関しては、監査事務所内で共有を行う。

大手監査法人や準大手監査法人では、教育・訓練に関する専門部署を設置するほか、大手監査法人ではグローバルネットワークと連携して年次別や職階別の研修体系を整備している。

一方、中小規模監査事務所の中には、自前のプログラムに基づく教育・訓練を提供できる人材が不足していることから、協会が提供する DVD 等を視聴させるにとどまり、監査実施者の経験や能力、被監査会社の状況に応じた研修を提供することが困難となっている事例がみられる。

(IFRS 適用に対応するための教育・訓練の状況)

国内における IFRS 適用会社が 150 社を超えている¹⁵状況の中、大手監査法人を中心に、IFRS 適用会社の監査に関与する社員・職員が増加していることから、審査会は、モニタリング活動を通じて IFRS に関する研修体制を把握している（図表Ⅲ-2-3）。

図表Ⅲ-2-3 <被監査会社の IFRS 適用に対応するための教育・訓練の状況に関する事例>

大手監査法人・ 準大手監査法人	・ IFRS の社内認定資格を設定し、資格取得者に対して基準等のアップデートに関する研修を定期的実施している。 ・ IFRS の解釈や具体的な適用に係る専門部署を設置し、必要な指針等を監査法人内で随時配布している。 ・ IFRS の解釈や適用方針を検討する組織への人材派遣、あるいは当該組織との意見交換を定期的実施している。
--------------------	--

¹⁵ 出典：取引所（平成 30 年 6 月末時点）

■監査実施者の教育・訓練に関する事例■

中小規模監査事務所の検査で、社員及び職員の監査手続に関する知識が不足していることを過去の品質管理レビューで指摘されているにもかかわらず、監査品質の向上を図るための教育・訓練態勢を構築していない事例があった。当監査事務所は、過去には法人集合研修を企画・実施していたが、近年では継続的専門研修制度（CPE）の履修達成状況の確認を行うのみであった。これは、品質管理を担当する社員が新規に受嘱した監査業務への対応でかきりきりとなり、他の社員も同様の状況で品質管理に時間を割くことができなかったことに起因していた。

（３）監査実施者の評価の状況

監査事務所全体の監査品質の向上にとって、監査実施者の評価が適切に実施されることは特に重要である。品基報では、専門要員の評価、報酬及び昇進に関する手続は、専門要員が能力を高め維持することや職業倫理（独立性を含む。）を遵守することについて正当に評価し、十分にこれに報いることを規定している（品基報 A24）。

① 社員の評価

社員の評価は、監査品質、監査事務所の運営への貢献、新規業務の獲得等に基づき行われているが、近年では大手監査法人を中心に、監査品質を重視した評価方法に移行している。例えば、大手監査法人では図表Ⅲ-2-4のような評価を行っている。

図表Ⅲ-2-4 <大手監査法人における社員の評価例>

- ・ 「業務評価規程」に基づき、チーム管理、業務開発等を含めた項目ごとの評価を行っているが、監査業務を行う社員は品質管理が重視される。
- ・ 被監査会社の経営陣とのコミュニケーションを含む監査品質を重視した社員評価制度を設けている。
- ・ 職能評価と業績評価を実施しており、職能評価において「品質管理」及び「専門知識・技能」の比重を高くしている。
- ・ 定期的な検証（詳細は6. 品質管理のシステムの監視（1）定期的な検証の状況（78 ページ）を参照のこと。）の評価を社員評価へ反映させている。

評価結果は、被評価者にフィードバックされ、改善の必要な項目について目標を設定させるなど、改善に向けた施策を実施するケースが多い。また、結果を社員報酬に反映させるほか、評価結果に応じて担当する被監査会社を決めるとともに、評価が著しく悪い場合には業務制限を設けるなどの対策をとるケースもある。

② 職員の評価

監査法人では、評価基準に基づいて職員の評価を実施し、その結果に基づいて昇進等を決定する方針を定めている。

一般的に、大手監査法人及び準大手監査法人では、新規採用後、10年程度経過後にマネージャーに昇進し、さらに7～10年程度経過後に社員に登用されるなどの登用モデルを設けている。中小規模監査事務所では、新規採用されるケースが少ないことから、社員登用を前提に中途採用するケース等もある。

大手監査法人及び準大手監査法人では、監査品質や監査基準等の理解、監査チーム内のコミュニケーション等の評価項目を設けているケースが多い。中小規模監査事務所では、同様の評価を実施しているものの、評価結果に基づく社員登用や昇進等に関する方針を定めていないケースも多い。

■社員の評価に関する事例■

準大手監査法人の検査において、業務執行社員の選任案の作成の際、監査責任者としての職責を果たすための適切な適性及び能力を有しているかを評価していない事例があった。これは、選任案を作成する事務所幹部が、各社員の日常の業務遂行状況をみることで業務執行社員の選任に必要な評価が実質的にできていると考えていたためであり、選任案を承認する社員会メンバーもこのような事務所幹部の考えに問題意識を持たなかった。

3. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動

監査契約の新規締結は、個別の監査業務の品質水準のみならず、監査事務所全体の運営にも大きな影響を与えることから、審査会は検査を含むモニタリング活動で情報収集と検証を行っている。

監査契約の新規締結に至る過程では、大手監査法人と準大手監査法人及び中小規模監査事務所で次のような異なる特徴がみられる。

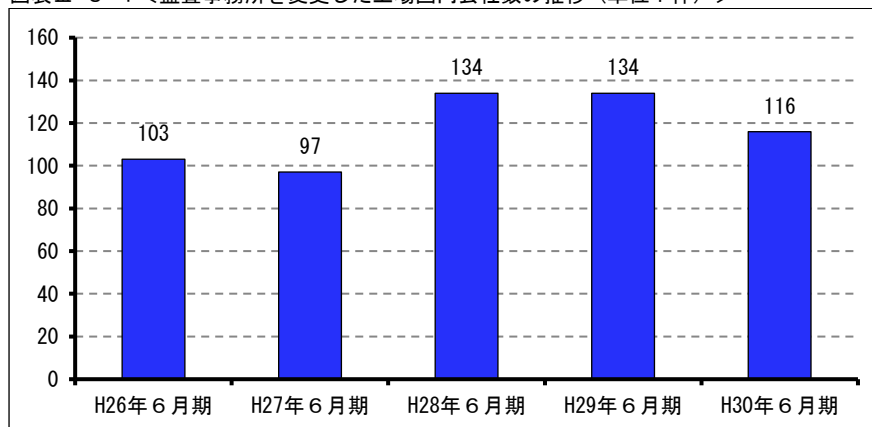
大手監査法人は、被監査会社以外に対して非監査業務を提供していることから、非監査業務の提供を通じて企業との関係を深める中で、監査の依頼を受けることがある。また、被監査会社が、監査契約の新規締結に際して、複数の監査法人に監査の提案依頼を行う形式をとる場合もある。このような場合には被監査会社の属する業種に詳しい社員が関与する場合があります。新規監査契約の受嘱に当たり、組織的な対応を行うことが多い。

一方、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の新規監査契約の締結理由は、傾向として社員または監査事務所勤務者等の知人からの紹介が多い。これは、準大手監査法人及び中小規模監査事務所では、社員等の人的繋がりをもとに受嘱する傾向が強いためと考えられる。

以下では、モニタリング活動で把握した監査契約の新規締結及び会計監査人の異動に関する分析を行うとともに、モニタリング活動で把握した内容と公表情報の関係を分析し記載する。

上場国内会社の会計監査人の異動状況をみると、平成 30 年 6 月期は 116 件と、高い水準となっていた平成 28 年 6 月期、平成 29 年 6 月期よりは低くなったものの平成 27 年 6 月期よりは高い。(図表Ⅲ-3-1)。

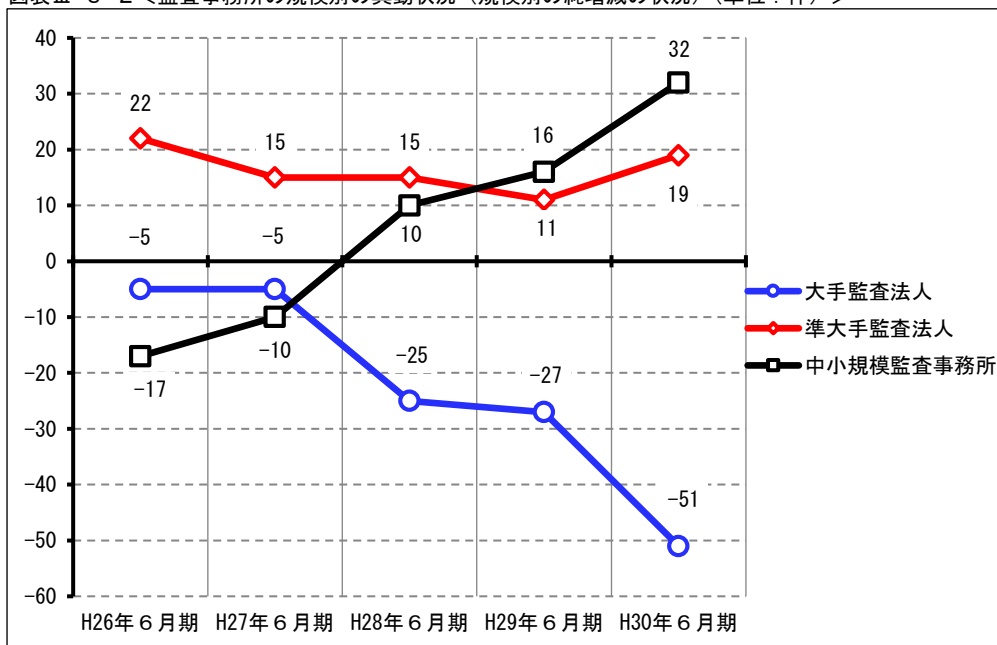
図表Ⅲ-3-1 <監査事務所を変更した上場国内会社数の推移(単位:件)>



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計している。

上記異動状況のうち、監査法人の規模別増減をみると、平成 30 年 6 月期では、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ変更している傾向がより鮮明になっている（図表Ⅲ-3-2、Ⅲ-3-3）。

図表Ⅲ-3-2 <監査事務所の規模別の異動状況（規模別の純増減の状況）（単位：件）>



（注）件数は純増減。

図表Ⅲ-3-3 <規模別の総増減の状況（単位：件）>

異動形態	H29 年 6 月 期	H30 年 6 月 期	増減
大手 → 大手	27	27	0
→ 準大手	16	23	7
→ 中小	23	29	6
準大手 → 大手	4	1	▲ 3
→ 準大手	5	1	▲ 4
→ 中小	7	6	▲ 1
中小 → 大手	8	0	▲ 8
→ 準大手	6	3	▲ 3
→ 中小	38	26	▲ 12
合計	134	116	▲ 18

（注 1）各上場国内会社の適時開示を集計。

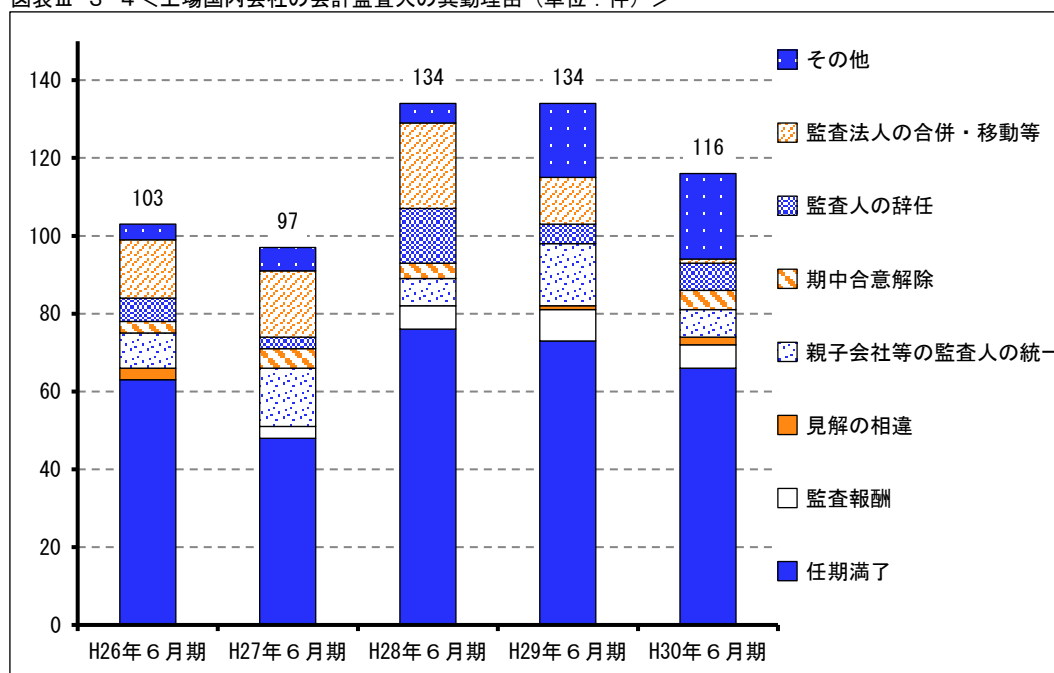
（注 2）図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す。

（１）被監査会社の適時開示における会計監査人の異動理由

上場国内会社の会計監査人が異動した場合、上場国内会社はその旨及びその理由を直ちに開示しなければならない（東京証券取引所有価証券上場規程第 402 条）。

当該規程に基づき開示された過去 5 年間の監査人の異動理由をみると、「任期満了」とするものが最も多く、実質的な理由が記載されていないケースが多い。（図表Ⅲ-3-4）。

図表Ⅲ-3-4 <上場国内会社の会計監査人の異動理由（単位：件）>



（注）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の 6 月末までに後任監査人が決定している会社数を集計している。

（２）期中に監査法人の異動があった理由

期中に監査法人を変更したケースは、平成 30 年 6 月期において、全体の異動件数 116 件中 15 件あった（図表Ⅲ-3-5）。

図表Ⅲ-3-5 <期中交代の異動理由（単位：件）>

異動理由	件数
被監査会社の不適切会計等による監査法人側から解約・辞任の申し出	6
監査法人と意見相違があった等による被監査会社から解約の申し出	3
監査法人の解散に伴うもの	3
親会社と子会社の監査法人の統一	1
監査報酬が合意に至らなかったもの	1
その他	1

(3) モニタリング活動を通じて把握した会計監査人の異動理由

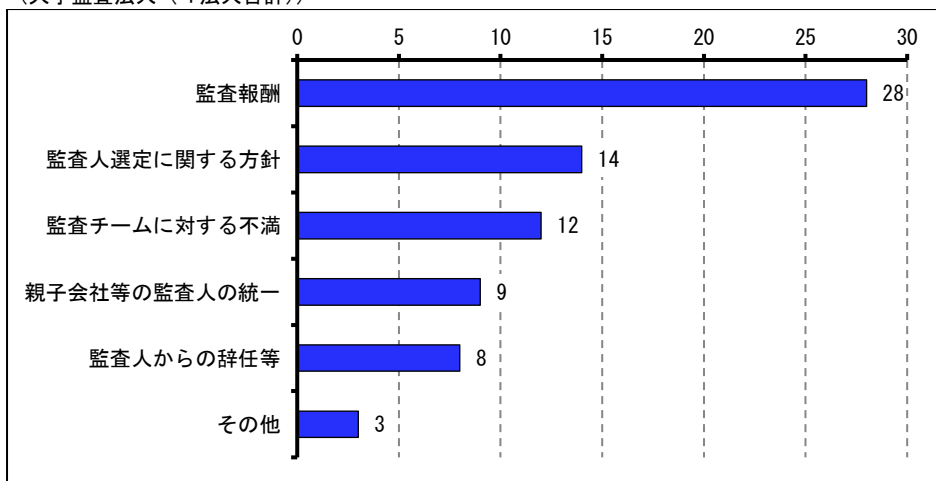
以下は、開示とは別に平成 29 事務年度におけるモニタリング活動を通じて把握した会計監査人の異動理由である。なお、平成 29 事務年度において全ての監査事務所を対象とした検査及び報告徴収はしておらず、また検査及び報告徴収のタイミングからは前年度の異動理由も含まれていることから、必ずしも開示されている年度別の異動数とは一致しない。

① 大手監査法人

大手監査法人に対する検査及び報告徴収で把握した会計監査人の異動理由（前任監査人として回答した理由）をみると、前年同様「監査報酬」が一番多い。続いて多い「監査人選定に関する方針」は、会計監査人の継続年数の長期化の見直しや新しい視点を取り込むといった観点を重視しているものが多い。また、前年に続き「監査チームに対する不満」も理由としては多くみられる。

「監査チームに対する不満」の内容としては、不正対応や過年度決算訂正等に関する監査人の対応や、監査チームの硬直的な対応、監査工数増加、経験の浅いスタッフが多く関与している等の不満がみられる（図表Ⅲ-3-6）。

図表Ⅲ-3-6 <前任監査人から把握した会計監査人の異動理由（単位：件）>
（大手監査法人（4 法人合計））



（注 1）平成 29 事務年度検査及び報告徴収において理由を把握した 51 件を対象。

（注 2）複数の理由がある場合、重複して集計（合計 74 件）。

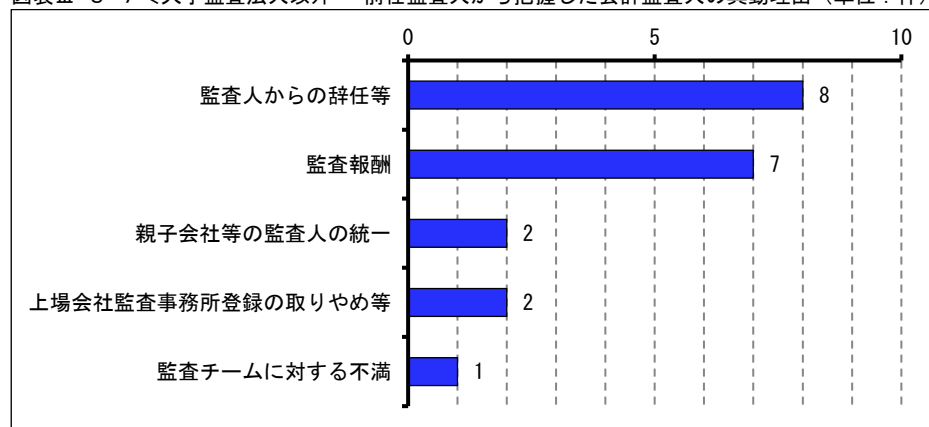
② 準大手監査法人及び中小規模監査事務所

準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する検査及び報告徴収で把握した 16 件の会計監査人の異動に係る理由（前任監査人として回答した理由、平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月の間に異動したもの）をみると、被監査会社の業務の内容や規模の拡大、株主の異動や不正の発覚に伴う監査リスクの高まりを理由として監査人が監

査契約の更新を行わなかった「監査人からの辞任等」が最も多い。その他、監査報酬に起因する会計監査人の異動が前年のモニタリング結果と比して増加している（図表Ⅲ-3-7）。

なお、「監査人からの辞任等」を理由とするケース8件について、被監査会社の適時開示上の理由との比較を行ったところ、7件が適時開示上は「任期満了」を理由としていた。

図表Ⅲ-3-7 <大手監査法人以外 - 前任監査人から把握した会計監査人の異動理由（単位：件）>



（注1）準大手監査法人（6法人）及び中小規模監査事務所（43法人、4個人事務所）からの報告徴収において理由を把握した16件が対象。

（注2）複数の理由がある場合、重複して集計（合計20件）。

③ 適時開示の理由とモニタリング活動により把握した理由との分析

平成29事務年度のモニタリング活動を通じて把握した上記異動理由の合計94件のうち80件について適時開示では「任期満了」となっているが、モニタリング活動を通じて把握した理由と比較すると下記のとおりとなる（図表Ⅲ-3-8）。

図表Ⅲ-3-8 <任期満了の内訳（単位：件）>

モニタリングで把握した異動理由	件数
監査報酬	34
監査人からの辞任等	14
監査人選定に関する方針	14
監査チームに対する不満	12
親会社等の監査人と統一等	2
その他	4
合計	80

4. 監査報酬の状況

(1) 監査報酬に関する規則

監査報酬は、契約当事者間の協議により決定されるが、協会は、報酬決定の参考に供するため、監査報酬算定のためのガイドラインを定めている。

一方、協会の倫理規則において、業務の内容又は価値に基づいた報酬を請求することが適切であること、正当な根拠に基づかない低廉な報酬の提示及び請求は、一定の水準の専門業務を実施することが困難となることが考えられるため、低廉報酬の場合、例えば次のものを一定の監査品質を担保するための措置（セーフガード）として検討することを求めている。

- ・ 報酬請求の基準、業務内容及び業務提供の条件等について被監査会社の理解を得ること。
- ・ 業務に合理的な時間をかけ、有能な監査補助者を起用すること。

(2) 監査報酬の算定方法

協会の「監査報酬算定のためのガイドライン」では、「タイムチャージ方式」と「基本報酬＋執務報酬方式」が例示されている。これらの方法は標準報酬額（見積金額）の算定時に使用されており、最終的な監査報酬金額は、被監査会社との調整により決定されている（図表Ⅲ-4-1）。

図表Ⅲ-4-1 <監査報酬見積金額の算定方法>

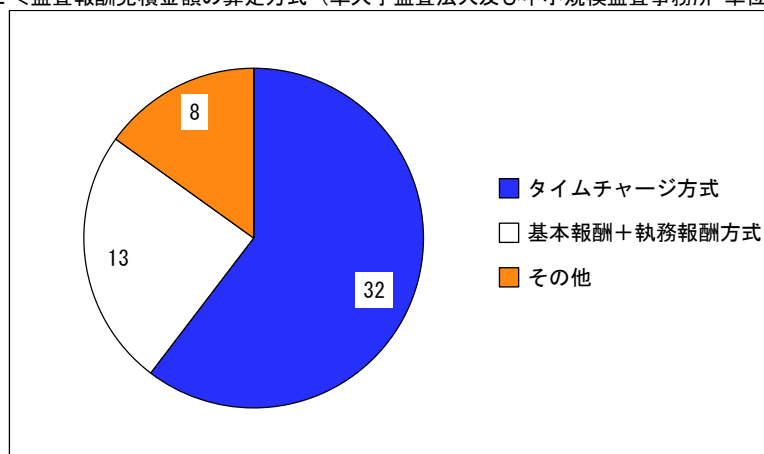
方式	監査報酬見積金額の算定方法
タイムチャージ方式	公認会計士、会計士補その他監査従事者の執務時間に、当該公認会計士等の請求報酬単価（以下、「チャージレート」という。）を乗ずることにより算定する。
基本報酬＋執務報酬方式	監査報酬を基本報酬（固定金額）と執務報酬（変動金額）とに区分して算定する。 基本報酬は、監査の種類（金融商品取引法監査、会社法監査等）や被監査会社の規模（資本金、資産、売上高等）により決定する。執務報酬は、執務時間にチャージレートを乗ずることにより算定する。

（出典）協会「監査報酬算定のためのガイドライン」

報告徴収によると、監査報酬の見積りに際して、大手監査法人は全てタイムチャージ方式を採用している。

準大手監査法人及び中小規模監査事務所では、多くはタイムチャージ方式を採用しているが、基本報酬＋執務報酬方式を採用している事務所や、前任監査人の報酬ないし過年度の報酬を基礎に報酬を算定、複数の算定方法を採用している事務所もある（図表Ⅲ-4-2）。

図表Ⅲ-4-2 <監査報酬見積金額の算定方式（準大手監査法人及び中小規模監査事務所 単位：事務所）>



（注）平成 29 事務年度の準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対して実施した 53 件の報告徴収より集計。

チャージレートは職階ごとに設定しているケースと、職階に関係なく一律に設定しているケースがある。

大手監査法人では、職階や監査業務の難易度、提供サービス毎に単価を設定しているケースもある。準大手監査法人及び中小規模監査事務所では、その 25%が職階や職責毎に設定しており、残りは職階に関係なく一律に単価を設定しているケースが多い（図表Ⅲ-4-3）。

図表Ⅲ-4-3 <職階ごとの単価の設定の有無（準大手監査法人及び中小規模監査事務所）>

設定の有無	事務所数	割合
設定あり	13	25%
設定なし	40	75%
合計	53	100%

（注）平成 29 事務年度の準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対して実施した 53 件の報告徴収より集計。

職階ごとの単価は、大手監査法人では、間接部門における人件費やシステム関連費用等、法人の経営や品質管理に要する間接的な費用を含めて算定している。特に、情報システムへの投資金額は IT を活用した監査手法の研究開発に伴い、増加傾向にある。

(3) 会計監査人の異動前後における監査報酬の状況

協会が公表している「2018年版 上場企業監査人・監査報酬実態報告書」によると、報告において対象としている上場国内会社の平均監査報酬額は、平成20年度から平成24年度までは減少傾向にあったものの、平成25年度からは増加傾向に転じている。

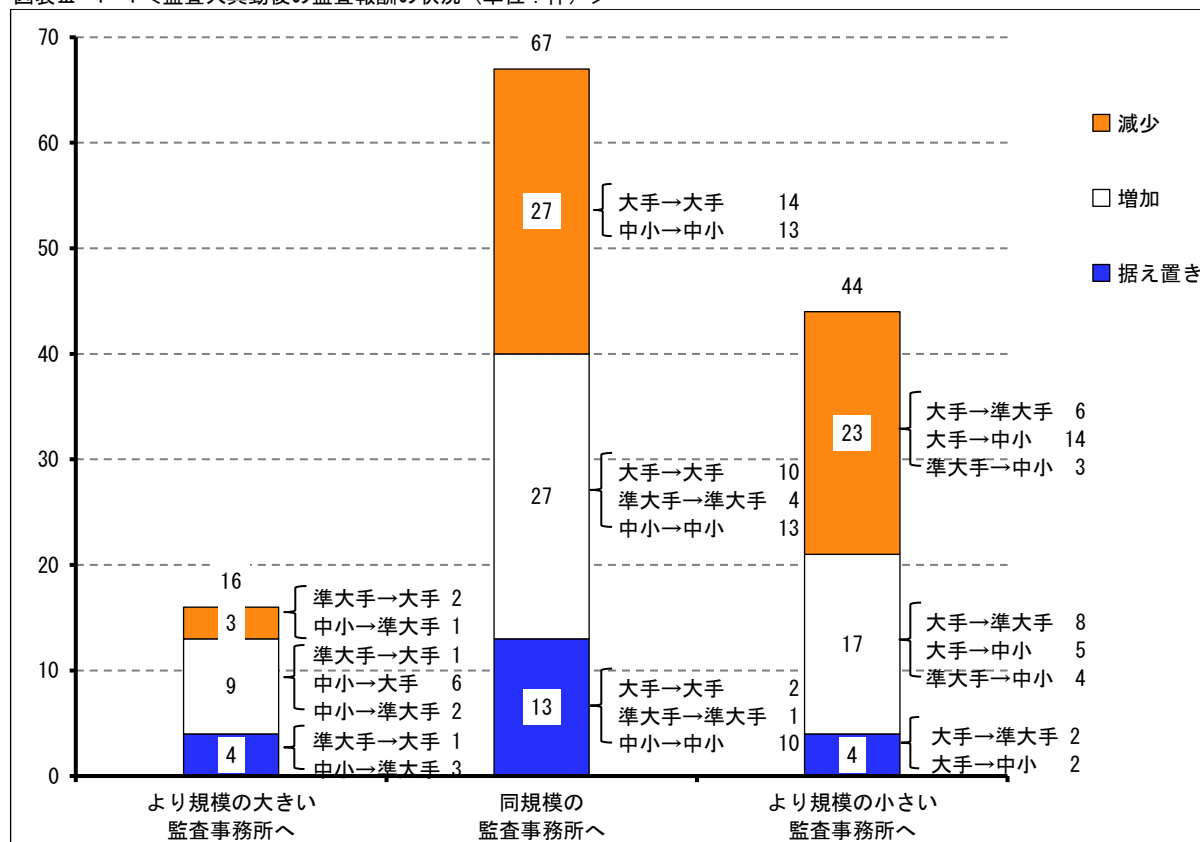
監査人が異動した場合、監査報酬の見直しが行われるケースが多いことから、審査会において異動前後での監査報酬について分析を行ったところ、異動先の監査法人の規模により監査報酬の増減の状況が異なることを把握した。

より規模の大きい監査事務所への異動の場合には、監査報酬を据え置き又は増加するケースが多い。

同規模の監査事務所への異動の場合には、監査報酬が減少したのは約4割であるが、大手監査法人同士の異動でみると、過半数の異動（26件中14件）において監査報酬が減少しており、この傾向は平成28年から継続している。

より規模の小さい監査事務所への異動の場合には、5割超のケースで監査報酬が減少している（図表Ⅲ-4-4）。

図表Ⅲ-4-4 <監査人異動後の監査報酬の状況（単位：件）>



(注1) 平成29年6月期に係る会計監査人の異動のうち、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計。

(注2) 件数の内訳はグラフに記載。

(注3) 図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す。

(出典) 会計監査人の異動に関する適時開示及び有価証券報告書

（４）報酬依存度の状況（セーフガード）

監査業務に関し、特定の被監査会社に対する報酬依存度（会計事務所等¹⁶の総収入¹⁷のうち、特定の被監査会社からの報酬が占める割合）が一定割合を占める場合、当該被監査会社を失うことへの懸念から、独立性を阻害する自己利益又は不当なプレッシャーを受ける脅威が生じる可能性がある。

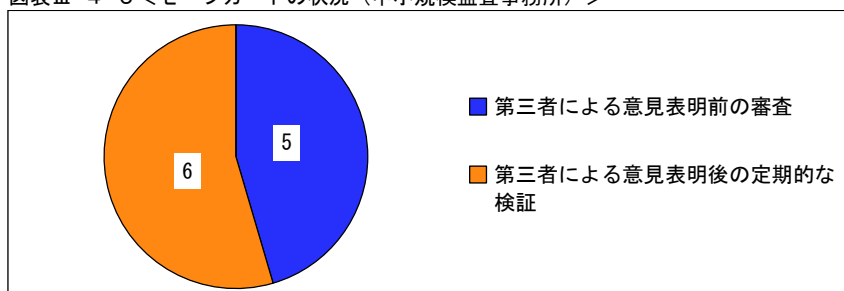
これに関し、協会の「独立性に関する指針」では、２期連続して上場国内会社等に対する報酬依存度が15%を超える場合には、監査事務所は次のいずれのセーフガードが妥当であるかを検討しなければならないことが定められている。

- ① ２年目又はそれ以降の監査意見を表明する前に、会計事務所等の構成員でない会員に監査業務に係る審査を依頼する
- ② ２年目又はそれ以降の監査意見を表明した後（ただし、翌年度の監査意見を表明する前）に、会計事務所等の構成員でない会員に監査業務の定期的な検証又は協会にレビューを依頼する

セーフガードの実施状況をみると、大手監査法人では該当する事例はなく、準大手監査法人及び中小規模監査事務所では平成 29 事務年度検査及び報告徴収で把握した 53 事務所のうち、準大手監査法人 1 事務所（１業務）及び中小規模監査事務所 7 事務所（11 業務）において報酬依存度に関するセーフガードが実施されていた。

準大手監査法人では、当該セーフガードとして、第三者の公認会計士による意見表明前の審査を受けていた。また、中小規模監査事務所では、当該セーフガードとして第三者の公認会計士による定期的な検証又は意見表明前の審査により対応している（図表Ⅲ-4-5）。

図表Ⅲ-4-5 <セーフガードの状況（中小規模監査事務所）>



（注）平成 29 事務年度の中小規模監査事務所に対して実施した 47 件の報告徴収より集計。

■セーフガードに関する事例■

中小規模監査事務所において、長期間監査業務に携わっていない第三者の公認会計士がセーフガードの対応を行っている事例がみられた。

¹⁶ 監査事務所、監査事務所が契約や人的関係等を通じて支配する事業体及び監査事務所を支配する事業体を指す。

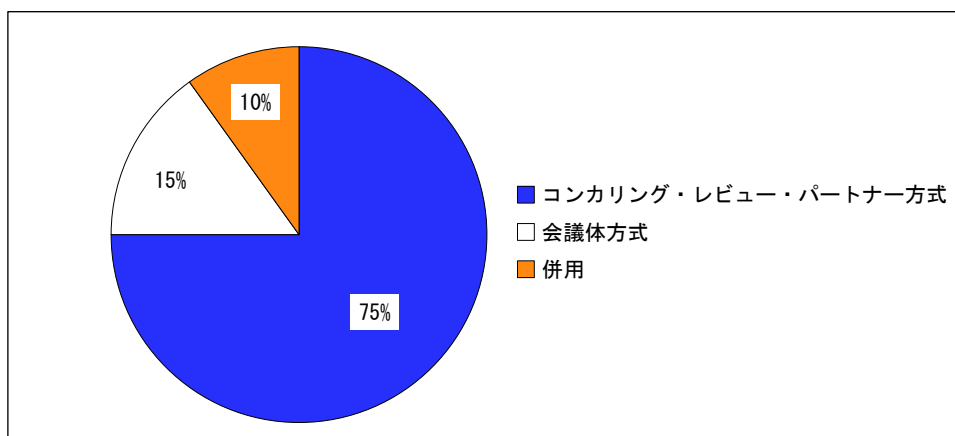
¹⁷ 監査業務収入及び非監査業務収入（各種アドバイザー業務及び税務業務等）の総額

5. 監査業務に係る審査の状況

監査基準の「第四報告基準－基本原則」では、監査意見の表明に関する審査が求められているが、審査はいわば適切な意見表明を行う最後の砦であるといえる。監査上の重要な判断の客観的な評価及び監査業務の意見表明に当たり適切な審査が行われているかどうかは、監査品質に重要な影響を与える。

監査法人における、主な審査の実施形態としては、①業務執行社員以外の特定の社員により審査を行うコンカリング・レビュー・パートナー方式と、②合議制により審査を行う会議体方式、及び、③審査で確認すべき項目を明確にした上で、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しつつ、監査意見を表明する上で重要な事項等をあらかじめ定め、当該事項等に該当する場合には会議体による審査を受けるといった併用方式の3つがある。その状況は以下のとおりである(図表Ⅲ-5)。

図表Ⅲ-5 <審査の実施形態(平成28年度)>



(注) 各監査法人から提出された業務報告書から、監査法人214法人の状況を集計

大手監査法人及び準大手監査法人では、併用方式による審査が多い。中小監査法人では、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているところが約7割を占めるが、会議体方式や併用方式で審査を実施している法人もある。

■審査に関する事例■

準大手監査法人の検査において、重要性の基準値を監査事務所で定めた取扱指針に定められた内容と異なる方法や比率を用いて決定する場合は審査担当者及び審査会議の承認が必要となるが、監査チームが合理的でない説明をしているにもかかわらず、審査担当者及び審査会議が承認している複数の事例があった。

6. 品質管理のシステムの監視

監査品質の確保・向上を図る主体は監査事務所であり、そのために監査事務所自らが監査品質の向上のための取組を図ることが重要である。

そのため、監査業務の品質管理水準について監査法人自ら把握し、改善策を講じていくことが重要であり、審査会検査でも、監査事務所の品質管理のシステムの監視状況の検証を行っている。

また、大手監査法人を中心に、品質管理システムの監視の一環に、自らが所属するグローバルネットワークによる検証を取り入れている監査法人が見受けられることから、ここではその状況も分析する。

（１）定期的な検証の状況

監査事務所は、完了した監査業務につき、監査事務所が定めた品質管理のシステムに準拠して監査実施者が監査作業を実施したことを確かめる手続（監査業務の定期的な検証）を実施しなければならない。検証は、監査責任者ごとに、少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務について実施される（品基報第 47 項）。

監査業務の定期的な検証は全ての監査事務所において実施されているが、検証件数、人数及び使用するツール等は監査事務所の規模により異なっている（図表Ⅲ-6-1）。

検証の結果及び発見された不備事項については、監査事務所の規模に関わらず、法人内の研修等において構成員へ伝達され、注意喚起を行っている。

さらに、大手監査法人では、監査品質向上の実効性を高めるため、検証結果が業務執行社員の評価に反映される仕組みとなっている。

図表Ⅲ-6-1 <平成 29 年度における定期的な検証の実施状況の概況>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
検証対象件数及び選定方法	監査責任者ごとに、少なくとも3年に一度は対象になるように決定。加えて、被監査会社の規模や複雑性により追加選定。	監査責任者ごとに、少なくとも3年に一度は対象になるように決定。加えて、被監査会社の規模や複雑性により追加選定。	監査責任者ごとに、少なくとも3年に一度は対象になるように決定。
検証の実施者	品質管理担当社員の下、当該監査業務に関与していない社員及び補助者（専属チームの場合あり）。	品質管理担当社員の下、当該監査業務に関与していない社員及び補助者。なお、報酬依存度に係るセーフガードが適用される場合、第三者の公認会計士。	品質管理担当社員若しくはこれに加え品質管理担当社員が指名した者。なお、報酬依存度に係るセーフガードが適用される場合、第三者の公認会計士又は協会。
検証を実施する人数	約 40 名～約 210 名	数名～約 20 名	数名程度
検証実施者一人当たり検証対象件数	3 件～5 件程度が多いが、検証実施者を絞り 1 人当たり 20 件程度を実施している法人もある。	数件～十数件程度	数件程度
実施の際のツールの有無及びツールの内容	加入しているグローバルネットワークのツール又は法人独自のツールを使用	法人独自のツールを使用しているケースが多い。	協会による「監査業務の定期的な検証チェック・リスト」や「監査業務レビュー手続書」等を使用
検証結果の利用	検証結果について法人内で共有するとともに、社員や職員の評価に反映させている。	検証結果について法人内で共有するとともに、社員や職員の評価に反映させている法人もある。	検証結果について法人内で共有している。

■ 定期的な検証に関する事例 ■

大手監査法人では、定期的な検証に加えて、監査リスクが高い監査業務を選定し、監査計画段階から期末監査までの当該業務が完了する前までの期間において、監査調書を検証し監査手続に不足等があれば、適時に改善を促す取組を実施していた事例があった。

(2) グローバルレビューの活用状況

グローバルネットワークは、グローバルネットワークに属する監査事務所に対し、国内の監査業務がグローバルネットワークポリシーに従って行われているかを確認するため、レビューアーを派遣し、グローバルレビューを実施しているケースが多い。

グローバルレビューの有無は、基本的にグローバルネットワークの監査マニュアルの使用の有無と連動しており、大手監査法人及び準大手監査法人は全てグローバルレビューを受けているのに対し、グローバルネットワークに所属している中小規模監査事務所（22 事務所）の大部分は受けていない（図表Ⅲ-6-2）。

図表Ⅲ-6-2 <グローバルレビューの概況>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
グローバルレビューの有無	有（受けている。）	有（受けている。）	大部分は受けていない。
グローバルレビューの頻度	毎年	毎年～4年に一度	3年に一度のケースが多い。
グローバルレビューの実施状況	海外レビューアーが直接検証するケースと、国内の定期的な検証の結果を間接的にレビューするケースがある。	海外レビューアーが直接検証するケースが多い。	海外レビューアーが直接検証するケースが多い。

（注）なお、中小規模監査事務所はそもそもグローバルネットワークに所属している監査事務所が少ない。詳細は8. 企業の海外展開への対応 （2）グローバルネットワークとの提携の状況（87 ページ）を参照のこと。

7. IT を活用した監査手法とサイバーセキュリティに関する取組状況

(1) IT を活用した監査手法

IT の普及及び高度化に伴い、被監査会社においては、紙に記録していた会計帳簿や取引書類（見積書、納品書等）の電子化が進んでいる。中でも、上場国内会社は、材料の調達、製造、販売、在庫管理といった生産・営業活動から、人事、給与、財務、会計といった管理活動に至るまで、企業活動を一括して管理する業務システムを導入するなど、IT 化が進展している。被監査会社における電子データ量の増加等に伴い、監査事務所では従来から導入しているコンピューター利用監査技法（CAAT）を用いたデータ分析に加え、更なる IT を活用した監査手法の導入を行う必要性を認識している。

ここでは、多くの上場国内会社を監査している大手監査法人の取組が先行していることから、その取組について主に記載する。

大手監査法人は Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers といったグローバルネットワーク（4 大グローバルネットワーク：詳細は 8. 企業の海外展開への対応（2）グローバルネットワークとの提携の状況（87 ページ）を参照のこと。）に加盟しており、所属しているグローバルネットワークの監査ツールを使用している。研究開発・運用をグローバルネットワークが一括して行うことで IT 投資の効率化を図っており、グローバルネットワークへ監査ツールの不具合等をフィードバックすることで、セキュリティ向上及び機能の洗練化も行われている。

上記のほか、所属するグローバルネットワークの監査ツール以外に監査業務の効率化に資するものがある場合、監査法人が独自に研究開発した監査ツール等を導入している事例もみられる。

監査ツールの研究開発・運用に際しては、データサイエンティストや AI 専門家といった IT 専門家の活用が進められている。また、一部の大手監査法人では、社内認定資格制度や監査ツールの利用促進を行う部署を設けている。

前述したとおり、グローバルネットワーク及び大手監査法人は様々な取組を行っており、それらに伴い、IT 関連投資も多額に上っている。

準大手監査法人はグローバルネットワークの監査ツール等を導入している。

上記に加え、AI 等、内製の監査ツールの研究開発への取組が一部みられるなど、概ね IT の利用には積極的ではあるものの、投資額や監査ツールの機能等の面で大手監査法人の取組が先行している状況である。

図表Ⅲ-7に示したとおり、監査ツールの多くは、監査における定型的な監査手続の効率化・正確性の向上や、サンプリングから全数検査による精査的手法による監査手続の深度化、更にはリアルタイムな監査を実現するものである。これらの利用により、監査法人には、より多くの人的リソースを不正の発見等の高度な判断を要する監査手続に充てることが期待されている。

図表Ⅲ-7 <大手監査法人の監査業務での IT の活用状況>

状況	内容
既に導入しているもの	・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） ・ ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用） ・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出） ・ 証憑突合ツール（外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法）
具体的な導入に向けて検討を進めているもの （一部の法人で導入済みのもも含む）	・ RPA（データ入力及び加工の自動化） ・ 将来不正予測（過去の財務情報等から将来の不正会計を予測する仕組） ・ 債権・債務残高確認システム（取引の実在性・正確性確認作業の自動化）
将来的な活用に向けて研究開発を進めているもの	・ AI（非財務情報を用いた将来不正予測） ・ ドローン（実地棚卸の立会の効率化）

■IT 化に向けた監査業界横断的な取組■

平成 30 年 5 月、大手監査法人は、被監査会社の取引状況をオンラインで確認する債権・債務残高確認システムを共同開発することを発表した。監査法人が共同でシステム開発を行うことは、監査業界初の取組となる。

現在、取引状況の確認は専ら郵送で行われているが、当該システムの導入により、郵送に係る作業及び誤発送リスクを減らすことができる。また、被監査会社及びその取引先は、監査法人ごとに異なった様式に記入を行わなければならないが、記入様式の統一化が行われることで将来的に作業が効率化される予定である。

このように、所属グローバルネットワーク内で監査ツールの研究開発を行うだけでなく、監査法人間で協力を行うことによっても、IT 投資の効率化が図られている。

(2) サイバーセキュリティに関する取組状況

前述したように、大手監査法人を中心として、監査ツールの活用や、メール及びファイル交換システムを利用した被監査会社とのデータの交換が行われている。これらは、データの増大化や取引の電子化に伴い、幅広く利用されている。

一方で、海外の監査事務所を標的としたサイバー攻撃被害が発生するなど、サイバー攻撃による情報漏えい等のリスクは高まっている。サイバーセキュリティ問題は監査法人にとって経営上のリスクであり、IT化の進展に合わせて、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、審査会では、以下の取組を行っている。

① 監査法人に対するモニタリング

監査法人に対し、定期的に報告徴収・ヒアリング及び意見交換会を実施しており、その中でサイバーセキュリティに対する取組状況を確認している。これまでの実情把握により、大手監査法人においては、以下のような共通の取組がみられる。

- ・情報セキュリティに関する基本方針の策定及びグローバルネットワーク全体でのサイバーセキュリティを含めた情報保護推進に係る取組の実施
- ・CSIRT¹⁸等のサイバーセキュリティ対応部門を設置し、必要に応じ内外からの専門家を登用
- ・保有するデータ等を把握し、重要度評価した上で、データ利用規定や情報セキュリティ事故やサイバー攻撃発生時のコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）を整備
- ・セキュリティ態勢の実効性を確認するため、グローバルネットワークによるレビューの実施及びセキュリティ態勢の改善に加え、サイバー攻撃及びセキュリティ情報について情報収集を行い、日々の態勢整備及び改善に活用

② 国際的なサイバーセキュリティへの取組

我が国を含む監査監督当局により構成される監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）¹⁹においては、6大グローバルネットワーク²⁰と継続的に対話を行っており、サイバーセキュリティについても、専門家の配置等の態勢整備状況やその運用状況等に係る意見交換を行っている。

¹⁸ CSIRT(Computer Security Incident Response Team)とは、コンピューターセキュリティに係る事故に対処するための組織の総称。

¹⁹ 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)：平成18年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることを目的としている。平成30年6月末時点のメンバーは我が国を含む52か国・地域となっている。

²⁰ 4大グローバルネットワークにBDO及びGrant Thorntonを加えた6つのグローバルネットワークを指す。

■ 海外の監査事務所に対するサイバー攻撃による被害 ■

平成 29 年 9 月、あるグローバルネットワークは、サイバー攻撃を受けた結果、被監査会社の情報の一部が漏えいしたことを公表した。公表資料によると、ハッカー（攻撃者）はメールサーバを通じて不正アクセスを行っていた。

攻撃を受け、当該グローバルネットワークはサイバーセキュリティ対応チームを招集し、調査を行ったとしている。通信記録の解析を通じてサイバー攻撃による影響範囲を特定し、影響を受けた全てのデータに目を通すなどの対策を行ったとしている。

再発防止策及びセキュリティ向上策として、アクセス権管理をより厳格化したほか、多要素認証システム（ログインに際し複数のパスワードを要求するシステム）を導入したとしている。

(1) グループ監査の状況

① グループ監査の概要

一般的なグループ監査手続の概要は以下のとおりである（図表Ⅲ-8-1）。

図 10-10 グループ監査チームの組織図

グループ監査チーム

監査

グループ・レベルの分析的手続

監査指示書

報告

構成単位の監査人

監査

グループ親会社

子会社A

子会社B

子会社C

子会社D

子会社E

海外

：重要な構成単位

② 重要な構成単位の決定

グループ監査チームは、重要な構成単位を決定する際、企業及び企業環境の理解を通じて、重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが要求されている（監基報 600 第 16 項）。当該プロセスでは、監査チームの主要メンバーは、不正又は誤謬によってグループ財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性について討議することが要求されており、特に不正による重要な虚偽表示リスクに重点を置く必要がある。

当該リスク評価結果より、財務的に重要性がある場合、又は構成単位にグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれると判断した場合、グループ監査チームは当該構成単位を重要な構成単位として識別し、監査計画を立案する必要がある。

③ 重要な構成単位に関する監査手続

グループ監査チームは重要な構成単位に対して監査手続を実施する必要があるが、重要な構成単位が海外にあるなど、グループ監査チームが監査手続を実施することに一定の制約がある場合では、当該監査手続を現地の監査人に依頼することが一般的である。この場合、グループ監査チームは重要な構成単位の監査人に対し、実施すべき作業、その作業結果の利用目的並びに構成単位の監査人のグループ監査チームへの報告の様式及び内容を監査指示書により伝達する必要がある（監基報 600 第 39 項）。

当該グループ監査手続について、監査事務所の規模別の組織的な対応状況は以下のとおりである（図表Ⅲ-8-2）。

図表Ⅲ-8-2 <グループ監査手続に関する監査事務所の規模別の対応状況>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
グループ監査マニュアルの整備状況	グローバルネットワークとグループ監査マニュアルを共有している。	グローバルネットワークとグループ監査マニュアルを共有している法人もあれば、独自に整備している法人もある。	グローバルネットワークと監査マニュアルを共有していない法人が多い。
監査指示書の整備状況	グローバルネットワークと監査指示書の雛形を共有している。	グローバルネットワークと監査指示書の雛形を共有している法人もあれば、独自に整備している法人もある。	独自に作成している法人が多いが、大手監査法人と業務提携し、雛形の提供を受けている法人もある。

■グループ監査に関する事例■

グローバルネットワークの中には、グループ監査チームが帰属する監査法人に対して、海外における構成単位の業務執行社員の選任及び解任に係る発言権を付与し、グループ監査の実効性を高めている事例がみられる。

④ 構成単位の監査人とのコミュニケーション

グループ監査チームと構成単位の監査人との間に有効な双方向のコミュニケーションが存在しない場合、グループ監査チームがグループ財務諸表についての意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクがある。

そのため、監査指示書や監査結果報告についての書面の授受だけでなく、グループ監査チームは、電話会議や構成単位の監査人への訪問等も実施しているが、その頻度は、大手監査法人が毎年複数回のコミュニケーションをとることが多いのに対し、隔年の往査にとどまる中小規模監査事務所もある。

また、大手監査法人及び一部の準大手監査法人においては、法人内における国際業務サポート部門の設置や、主要拠点に日本人駐在員を派遣するなどして、構成単位の監査人とのコミュニケーションを円滑にするとともに、現地の情報を提供するなどのサポート体制をとっている。

■グループ監査の取組事例■

大手監査法人の中には、グローバルネットワーク内において共通の電子監査調書システムを使用して、グループ監査チームが海外構成単位の監査人の業務の進捗を一元管理するとともに、監査調書を直接査閲している事例がみられる。

(2) グローバルネットワークとの提携の状況

大手監査法人、準大手監査法人及び一部の中小規模監査事務所は、海外展開を進める被監査会社の監査を円滑に実施するため、また、監査マニュアル等のノウハウを共有するため、グローバルネットワークに所属している。

① グローバルネットワークへの所属状況

大手監査法人及び準大手監査法人は、全てグローバルネットワークに所属している一方、中小規模監査事務所でグローバルネットワークに所属しているのは一部にとどまっている（図表Ⅲ-8-3、図表Ⅲ-8-4）。

図表Ⅲ-8-3 <グローバルネットワークに所属している監査事務所数（平成 28 年度）（単位：事務所）>²¹

大 手 監 査 法 人	4
準 大 手 監 査 法 人	6
中 小 規 模 監 査 事 務 所	22
合 計	32

図表Ⅲ-8-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人	KPMG International Cooperative (KPMG)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

（出典）各監査法人の公表資料（平成 30 年 7 月 2 日現在）

（注）優成監査法人は、平成 30 年 7 月 2 日付で太陽有限責任監査法人と合併し消滅したため、本表には含めていない。

グローバルネットワークの業務収入は、監査業務、税務業務及びアドバイザリー業務からの収入で構成され、業務収入上位のグローバルネットワークにおける内訳は以下のとおりであり（図表Ⅲ-8-5）、4大グローバルネットワークの事業規模が突出している。

図表Ⅲ-8-5 <グローバルネットワークの業務収入（単位：億ドル）>

	DTT	PwC	EY	KPMG	BDO	GT
業務収入	388	377	314	264	81	50
監査 （業務収入に占める割合）	94 (24%)	160 (42%)	116 (37%)	104 (39%)	36 (44%)	21 (41%)
税務 （業務収入に占める割合）	73 (19%)	95 (25%)	82 (26%)	58 (22%)	18 (22%)	10 (21%)
アドバイザリー （業務収入に占める割合）	222 (57%)	123 (33%)	116 (37%)	102 (39%)	28 (34%)	19 (38%)

（出典）各グローバルネットワークの公表資料（平成 29 会計年度）

²¹ 中小規模監査事務所には、海外の監査法人と協力関係（アライアンス）を締結している先も含まれている。

② グローバルネットワークとの関係

グローバルネットワークを構成するネットワーク・ファームは、ロゴや名称を使用できるほか、相互の業務紹介やノウハウを共有することが可能になる一方、品質管理等の面で様々な義務を負うことがある。その内容や程度は、グローバルネットワークの規模により異なり、一般的に規模が大きくなるほど、グローバルネットワークがその構成員に与える影響力は大きくなる。

大手監査法人は、それぞれ4大グローバルネットワーク（Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers）に加盟し、密接な関係を構築している。具体的には、グローバルネットワークのロゴや名称の使用権を有するだけでなく、最高経営責任者がグローバルネットワークの重要な会議に参画するなど、グローバルネットワークの運営に関与している。

また、大手監査法人は、グローバルネットワークから監査マニュアル及び監査ツールの提供を受けており、グローバルネットワークの基準に準拠した監査マニュアルを用いて監査業務を実施している。また、審査や独立性をはじめとするその他の品質管理に関しても、グローバルネットワークで定める基準や手続等を導入している。

さらに、グローバルネットワークが求める監査品質を維持するため、個別監査業務を中心として、グローバルネットワークによるグローバルレビューを定期的に受けている。グローバルレビューを監査業務の定期的な検証又はその一部として取り扱っている法人もある（なお、詳細は6. 品質管理のシステムの監視（2）グローバルレビューの活用状況（80 ページ）を参照のこと。）。

準大手監査法人では、全ての法人がグローバルネットワークと提携しているものの、グローバルネットワークの規模等により提携の程度は異なっている。大手監査法人と同等のレベルで提携している法人もあれば、提携の程度が緩やかで、グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供を受けていない法人もある。また、全ての準大手監査法人がグローバルレビューを受けているが、その頻度や内容には大きな差がある。

中小規模監査事務所が所属しているグローバルネットワークでは、グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供やグローバルレビューを受けない監査事務所もある。

9. 外国監査法人等関係

(1) 外国監査法人等の制度

上場有価証券等の発行会社等が金商法の規定により提出する財務諸表には、原則として、当該発行会社等と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない（金商法第 193 条の 2）。

発行会社が外国会社である場合、提出する財務諸表は発行会社の属する国の公認会計士等による監査証明を受けていることが一般的である。そのため、二重の監査を回避する観点から、我が国の公認会計士等に相当する者により金商法の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、例外として、金商法上の監査証明を受ける必要がないとされていた。

我が国の資本市場の健全性をより一層確保するために、平成 19 年の法改正において、金商法による開示対象になる外国会社等の財務諸表監査を行う外国の公認会計士等に対して、金融庁長官への届出を求めた。

当該届出を行ったものを外国監査法人等とし（法第 1 条の 3 第 7 項、第 34 条の 35 第 1 項）我が国当局の検査・監督の対象としている。

審査会は、原則として 3 年に一度、外国監査法人等に対する報告徴収を実施しており、直近では平成 27 年度に 27 か国・地域、72 の外国監査法人等に対して報告徴収を実施した。また、当該報告徴収により提供された情報の分析結果を踏まえ、平成 29 年 5 月に外国監査法人等（1 法人）に対する検査を実施した。

（２）外国監査法人等の状況

金融庁に届出を行っている外国監査法人等の所在地は、欧州が最も多く、次いでアジア・大洋州となっている（図表Ⅲ-9-1）。外国監査法人等の届出状況については、金融庁ウェブサイトにおいて「外国監査法人等届出一覧」として適宜更新し、公表されている。

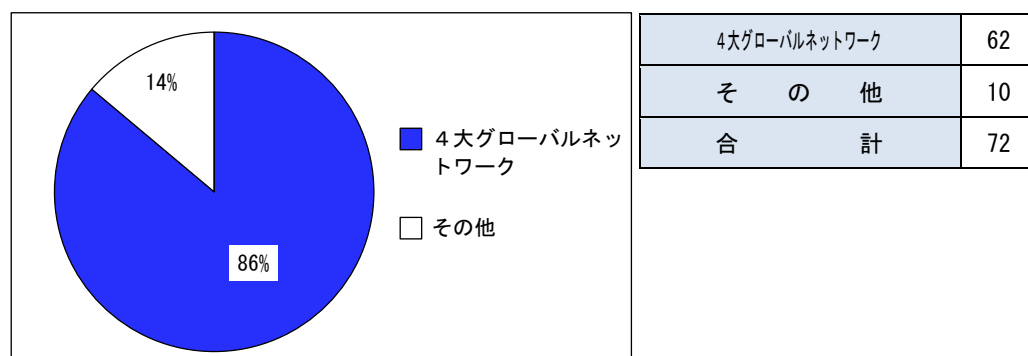
図表Ⅲ-9-1 <外国監査法人等の状況（平成30年3月末日現在）>

	国・地域数	監査法人等数
欧州	15	44
アジア・大洋州	10	27
北米	2	9
中南米	3	9
中東	1	2
合計	31	91

報告徴収を実施した外国監査法人等のうち、4大グローバルネットワークに加盟している外国監査法人等は約9割を占めている。

4大グローバルネットワークに加盟している外国監査法人等は、定期的にグローバルレビューが実施されており、グローバルネットワークが求める監査品質を維持することとされている。一方、その他のグローバルネットワークに加盟している外国監査法人等は、ネットワーク・ファーム間での情報交換等が中心で、定期的にグローバルレビューが実施されているところは少ない（図表Ⅲ-9-2）。

図表Ⅲ-9-2 <グローバルネットワークの加盟状況（右表の単位：法人、平成27年9月1日現在）>

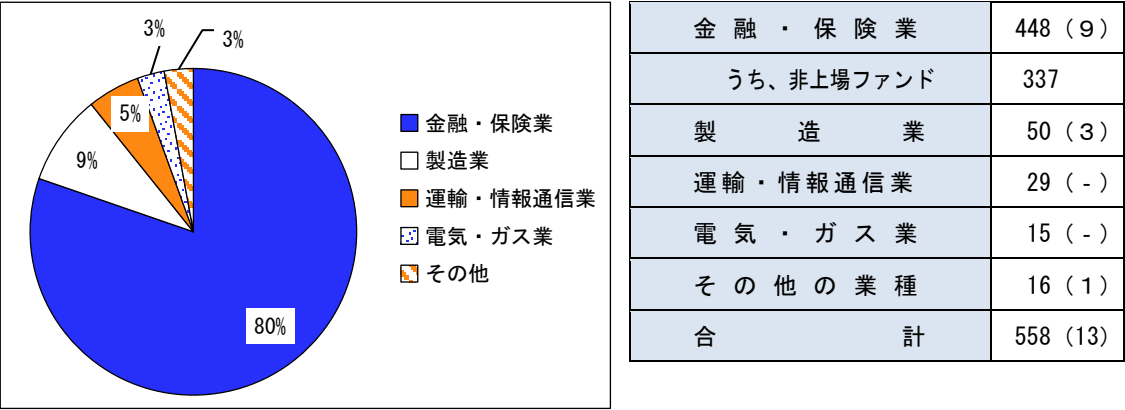


（３）被監査会社の状況

金商法の開示規制の対象となる外国会社等の財務諸表の対象有価証券は、我が国に上場している会社が発行する株券（上場外国会社）のほか、外国会社の発行する社債券や、外国投資信託受益証券及び外国投資証券が含まれており、その多くが非上場の外国投資信託受益証券及び外国投資証券となっている。

報告徴収を実施した外国監査法人等の被監査会社の業種は、「金融・保険業」が８割を占めており、「金融・保険業」の大部分が非上場ファンドである（図表Ⅲ－９－３）。

図表Ⅲ－９－３ ＜被監査会社の業種（右表の単位：社、平成 27 年 9 月 1 日現在）＞



（注） 括弧の数字は我が国に上場している会社数（ファンド含）。

(参考資料)

参考資料を入手するためには、以下のウェブサイト等が有益である。

審査会ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/>

金融庁ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/>

協会ウェブサイト

<https://jicpa.or.jp/>

日本取引所ウェブサイト

<http://www.jpx.co.jp/>

監査事務所等モニタリング基本方針

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20160513.html>

平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20180731/20180731.html>

監査事務所検査結果事例集

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20180731/20180731-2.html>

平成 29 年度 品質管理委員会年次報告書

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20180626nen.html

検査結果等の第三者への開示について

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20150611.html>

平成 19 年公認会計士法改正については、以下が参考となる。

池田唯一=三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—（第一法規、平成 21 年）



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>